

平成25年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成25年9月4日（金曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長 大竹広行君	総務部長 小野浩史君
住民こども部長 桐戸博康君	健康福祉部長 鈴木司君
環境経済部長 山本幸一君	建設部長 近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長 児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長 小山信之君
教育長 内田浩君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 山本正義君	消防次長兼 予防防災課長 齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 池田久男君、8番 酒向弘康君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をします。

昨年9月議会に、いじめの問題を質問しました。ことしもいじめの問題について質問をします。

特に、今回、勇退を決められた内田教育長には、私にとってこれが最後の質問となります。どうか、あすの幸田町の教育のために、思いのたけを思い切り述べていただきたいと思っておりますので、お願いをします。

今年度版の幸田町教育概要をいただき、とてもうれしく思いました。それは、昨年までの教育概要では、学校教育の重点努力目標に「いじめ」という言葉があったのは、中央小と荻谷小、それに幸田中の3校だけでした。ことしは、坂崎小を除く全ての学校がいじめ防止対策を取り上げております。幸田町の前向きな取り組みを高く評価したいと思います。

しかしながら、各学校の学校評価を見ますと、いじめに対する保護者の学校への信頼度は厳しいものがあります。初めに、幸田町の一昨年度から今年度1学期までのいじめに関する事例の件数と傾向についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 町内小・中学校におけるいじめの認知件数であります。一昨年度が28件、昨年度が26件であります。現在、これらは全て解消していると報告を受けております。

今年度1学期の認知件数は、19件であります。これらも全て解消していると聞いております。

いじめの傾向であります。小学校・中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口などを言われる」が一番多く、次いで「軽くぶつかられたりたたかれたりする」が多くなっております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 次は、昨年度の学校評価における「いじめ」に対する保護者の評価の問題です。特に、「相談できる先生がいるか」の問いに対して、保護者の評価はかなり厳しいものがあります。約5%の子どもや保護者が不満を持っております。子どもや保護者にどういう対応をされたのか、この不満を持っている子どもに対してどういう対応をされてきたのかということについてお聞きしたいと思っております。アンケートに答えても何も対応しないでは、不信につながります。具体的に取り組みされた事例についてお話をお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 各学校では、学校評価アンケートを実施し、学校運営に反映をさせております。

評価項目は各校さまざまありますが、例えば昨年度、「学校はいじめに対して真剣に取り組んでいるか」という項目を設けた学校が6校あります。81.2%の保護者が肯定的に回答しています。

また、気軽に相談できる先生がいるかという問いも、同じく6校が設けておりますが、80.7%の保護者が「相談できる」と答えております。この数値は、前年度より平均5%上がっておりますが、保護者の評価につきましては、真摯に受けとめ、保護者の信頼を得るように努めてまいりたいと考えております。

ネット上のいじめがこれから心配される中、情報モラルについて考える機会として、情報モラルの授業を全学級で公開し、保護者とともに考えることを始めた取り組みの報告も受けているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ありがとうございます。

まだ残り1割、2割の親のほうが十分満足していないという結果だと思っておりますので、その辺の細かい配慮についてよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、このいじめの問題は、全ての先生が問題意識を持ち、情報を共有し、早期発見と対処について歩調をそろえないと、保護者の目や子どもの目から、先生たちはばらばらだというふうに映ります。信頼関係が築けません。いじめについての全職員に対する現職教育はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 各学校では、定期的に全教職員によるいじめ対策委員会を開き、具体的事例をもとにしながら、いじめの早期発見・早期対応のための研修を行っております。

文部科学省や愛知県教育委員会が出している生徒指導リーフレットを研修資料として活用している学校や、スクールカウンセラーを講師に招いてカウンセリングマインドを向上させるための研修を行っている学校もございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） いい研修かと思っておりますので、続けていただきたいと思っております。

先ほど教育長がお答えになった一部でございますが、最近では、このネットいじめという陰湿ないじめが問題になってきました。文科省も、ネット上のいじめに関する対応マニュアルを出しております。幸田町におけるネットいじめの実態とその対応、さらに現職教育もどのようにしているかについてお答えいただきたいと思っております。

また、児童・生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコンなどの所有や利用の実態、または使用に対する統一的な規制があるのかどうかについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 昨年度、幸田町で認知された26件のいじめのうち、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるといった内容が2件ありました。2件とも解決していると聞いております。各学校とも、児童・生徒を対象にした情報モラル講習会を開き、パソコンや携帯電話の正しい使い方を学ばせております。

パソコンとか携帯電話、スマートフォン等、どの程度の所持率かということですが、現在、所持率、あるいは所有数について把握はしておりませんが、基本的には、パソコン、携帯、スマートフォン等を持たせるかどうかは保護者の考えであります。保護者が責任を持って買い与えるわけでありまして、その使い方等についても、保護者が責任を持つべきだろうと、このように基本的には思っております。

ただ、ネット上のいじめとか情報社会の中の陰の部分に子どもがさらされているということもありますので、そのような指導については学校で十分していきたいと、このように思っております。

保護者や教師を対象とした情報モラルの研修会を各学校とも行っていると、こういう状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 携帯、スマートフォンについて、学校への持ち込みは許しておるのかどうかという点についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校へ携帯、その他、そのようなものを持ち込みを許しているかということですが、学校は基本的に不必要なものを持ち込まないと、こういうことになっておりますので、携帯電話の持ち込みは許しておりません。

ただし、ある一部地域において、学校から帰ることが非常に遠隔地で心配であるために携帯を持たせたいという保護者からの申し出を受けて、学校がそれを学校へ登校したら預かって、下校時に渡すと、こういう措置をとりながら認めている場合も一部ござい

ます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） わかりました。

携帯電話は便利なものだとは思いますが、十分配慮して利用をさせてほしいと思っております。

次に、今月の28日には「いじめ防止対策推進法」というのが施行されます。この法律で一番心配していることは、この法律の第4条でございます。児童らはいじめを行ってはならないと法律で子どもに命令し、義務を課しております。

未成年者の禁酒・禁煙法というのは、未成年者全体が対象なんですが、この法律は、教育を受けている児童に限定をしております。保護されるべき教育を受けている段階の児童に法律で命令し、義務を課するという、教育を超えた強いものだというふうに私は感じております。

参考までにお聞きしますが、日本の法律で児童は何々してはならないという条文を持つ日本の法律は、ほかにどのようなものがあるでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 今回交付された「いじめ防止対策推進法」以外に児童・生徒の行動を禁止する法律はないと、このように承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） まさにそのとおりでありまして、僕はこれは日本の法律または日本の教育の中でも最も画期的なというんですか、新しい法律だなと。児童を直接法律で規制するという、本当に児童に限った、限定した法律というふうに思っておりますので、随分、これの行き先が不安になってまいります。

学校現場は、これからいじめは法律で禁止されているからしてはいけない、学校ではいい子にしていなさいと指導することになりはしないかなと。今までは、豊かな人間関係づくりの育成を目指してきました。これとは違う範疇の教育になっていくだろうというふうに思います。

いじめがなぜいけないかを理解させるのに、法律違反としてでは、今までの心の教育とか命の教育の意味が薄くなってまいります。学校現場がこの第4条をどのように学ばせるかについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 今回成立をしました法案は、いじめの防止等のための基本理念を定めたものと承知をしております。

第3条で、いじめの防止の基本理念として、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを示し、第4条で、児童等はいじめを行ってはならないとしております。

これまでも各学校において、いじめは絶対に許さない、いじめられている子は必ず学校が守るという姿勢で児童・生徒を指導してまいりました。また、弱い者をいじめることは、人間として絶対許されないことという基本姿勢で指導を進めております。

今後も学校におけるあらゆる活動の中で、相手のことを思いやる優しい心や命の尊厳

を考える教育を進めながら、いじめを行ってはならないことを繰り返し指導していくよう、各学校を指導してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 学校現場は、今月の28日に施行される「いじめ防止対策推進法」については、児童のほうに紹介されるのかどうかという点を追加してお願いをしたいと思います。

学校現場には、道徳だけでなく法律が直接子どもに働きかけるということは、学校の教育力の低下というふうに受け取られないかなということを思いますので、その点についてのお考えもお聞きしたいと思っております。

幸田町として、教育者として、学校が警察の保護下にあるような、この法律をどのように受けとめ指導されるのかについてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子どもたちに法律を紹介するかどうかにつきましては、各学年の発達段階もありますので、発達段階に応じて、いじめは絶対にしてはいけない、そういうことであるということをおまじで繰り返して説明しながら、年齢に応じては、あるいは学年に応じては、このような法律が成立をしたということも含め、日本全体でこのようなことをなくそうとしているんだと、こういう国の大きな動きを紹介することも十分意義のあることと、このように思っております。

学校の教育力が法律によって低下するようなことがあつては、これはもちろんいけないわけでありまして、先ほど申し上げましたように、従前から進めてきております基本的な考え方を、この法律成立を機にさらに進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今のお話を聞いて、とても安心をしました。

平成8年、文科省は、学校におけるいじめに関する基本認識として、いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりを有しているとしております。いじめというのは、家庭教育のあり方に問題があるというような解釈であります。

いじめ問題を町として家庭教育にどのように取り込んでいくかについてでございますが、資料によりますと、平成23年度の家庭教育学級というのは1年間に270回、1,390人の人が参加したと。昨年は275回、1,467人の参加となっております。生涯学習推進事業の75%、参加で言えば54%という大きな事業でございます。この270余回の家庭教育学級の中で、何回いじめ問題をテーマにされたのかについてお聞きします。また、今後の家庭教育学級の充実についての計画についてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 今回の法律の中にも、家庭の役割の重要性が述べられており、これにつきましては、論をまたないところであろうと、このように思うところであります。

家庭教育についてであります。家庭教育学級、これが現在各小学校で行われております。子どもを健やかに育てる手だてであるとか、子どもの心を育てる親のあり方について研修会や講習会を行っているところであります。

家庭教育学級の運営は、それぞれの学校の家庭教育学級の自主的な計画に委ねられておりますが、いじめ問題の取り組みなど、子どもの心を育てる研修も大切なテーマであろうと思っております。

何回いじめを取り上げたかについては承知をしておりますませんが、それぞれ子どもを健やかに育てるためのテーマを決めて計画的に研修を進めていると、このように承知をしております。

いじめのことをテーマに取り上げる、これも必要に応じて大切なことかと思っております。今後も学校と家庭の連携を密にして、子どもの健全育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 270回を超える家庭教育学級が開かれておるわけですので、その中に当然いじめに関するテーマも入っておるかと思っております。回数については、一度調べられるものなら調べていただいて、知りたいと思っておりますので、それについてよろしく申し上げます。できるかどうかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 家庭教育学級の年間計画、あるいは年間の実績等も報告をされておりますので、その中でいじめのことに焦点を絞ったような研修会が何回あったか、これについては調査を整理をしてみたいと、このように思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私はこの法律を受けて教育委員会にいじめ対策のチャート化をお願いしたいと思っております。いじめ対策をわかりやすく図式化し、保護者、町民に示していただきたいという思いであります。

子どもを守る法律や条例はたくさんあります。どれもがちゃんと機能しておれば、いじめ防止対策推進法などというものは必要ないわけです。幸田町も、幸田町子どもの権利を守る条例を策定しました。この第10条に、自分を守り、守られる権利は、いじめ、虐待、体罰その他あらゆるところや体への暴力から守られることを保障しているわけです。

では、具体的にこの子どもの権利に関する条例の中で保障していることをどんな方法で保障されているのか、子どもたちにわかりやすく安心感を与えるような具体的な方策をきちんと説明しているのかどうか、このことについて子どもたちにはどのような方法で伝えてあるかについて、お聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） ただいまの子どもの権利条例の関係で御質問をいただきましたので、担当がこども課ということでございます。私のほうから答弁させていただきます。

まず、いじめにつきましては、先ほどから教育長が答弁しておりますとおり、教育委員会並びに学校におきまして、その予防、早期発見、発生後の措置、再発の防止等に取り組まれていると認識してございます。

体罰につきましても、学校の管理下にあります教員の問題でございますので、いじめ

と同様に、教育委員会、学校のほうで対応されているというふうに認識してございます。

虐待については、こども課が主体となり、保育園を初め幼稚園、学校、地域の見守りや通報等協力を得ながら、その予防、早期発見、是正指導、保護、再発防止等に当たっているところでございます。

その他のあらゆる心や体への暴力の関係につきましては、教育委員会の教育相談室を初めとしまして、こども課、健康課、福祉課、あるいは児童相談所等、庁外の組織を含め、各相談窓口で相談内容に見合った体制をとっているところでございます。

この条例の周知の関係でございますけれども、この条例につきましては、平成23年4月1日施行でございます。その年度におきまして、パンフレットを全生徒・児童に配布をしております。

それ以後、夏休みの期間中でございますけれども、中学生・高校生を対象とした子ども会議を開催しております。この子ども会議につきましては、子どもの意見、そういった参加する権利だとか意見を表明する権利、そういった権利を享受していただく、そしてその子どもの意見を今後の子どもを大切にすまじづくりの参考の資料として吸収したいと、そういう目的がございまして、開催をしております。

それから、平成24年度においては、小学生と大人を対象に、子どもと大人の合同ワークショップを開催しています。このワークショップにつきましては、子どもの権利とは何ぞやという、子どもにその権利を少しでも認識していただくという目的がございまして、子どもと大人の合同のワークショップを開催しております。

また、子ども会の連絡協議会におきましても、子ども大会において、この条例の趣旨等を啓蒙しているところでございます。

平成24年度の事案といたしましては、子どもにとって身近な相談窓口を3カ所記載したカード、この3カ所というのは、いじめホットライン、それから教育相談室、それと権利擁護委員会、この三つの窓口を記載したカードを全児童・生徒に配布して推進を図ってきたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうです。確かに、いろんな部署でそれぞれ一生懸命やっておられるのはわかるんですが、先ほど言いましたように、全体がよく見えるような図式化、チャート化というんですか、子どもを中心にして全体がどのようにかわりを持ってやっているんだという、そういった図式ができないかどうかということをお願いしているので、何々課はこれをやっているんだ、何々課はこれをやっているんじゃないかと、それを全体として見るとどういうふうになっているか、そういったチャートというものをつくっていただきたいというのが質問の趣旨でございますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 図式化ということでございます。

いろいろケースが違います。その内容によって対応する組織編制が変わってまいります。なかなか図式化するというのは非常に難しい部分がございますけれども、一つのパターンとして、そういった図式化というのは、危機管理マニュアルではございませんけ

れども、そういった図式化するというのは必要であるという認識はしております。検討はしていきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この問題は、また最後のほうにちょっと一回取り上げますけれども、いろんな条例や法律がいっぱいあるわけですね、子どもの周りに。それをそれぞれの部署がやっているんだけど、それぞれがどのような関係を持ってリンクしているのかという部分が知りたいもんですから、そうしないと全体像が見えてこない。その部分についてお願いしたいということでもあります。後半のほうでもう一度お聞きします。

根本的な問題に少し入っていきます。

いじめの定義でございますが、この法律では、児童がほかの児童に対するいじめを「いじめ」としております。担任の教師とか、その他学校職員が行ういじめは、定義に入っておりません。この場合は、全て体罰というふうになるのかなというふうに思っております。子どもに対する暴言も、保護者の場合は、これは虐待、教師の場合は体罰、子どもの場合はいじめとされるのか、その扱いについてお聞きしたいと思っております。

ここで、いじめと暴力、けんか、せっかん、問題行動、非行の区別について、町の見解を簡単に述べていただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 文部科学省は、いじめを「該当児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義をしております。

暴力行為については、文部科学省調査において、「児童・生徒が故意に有形力が目に見える物理的な力を加える行為」と定義づけております。

けんかとせっかんではありますが、一般的には、けんかは当事者が相互に攻撃し合うことが特徴であり、一方的に攻撃するいじめとは異なると考えております。

せっかんは、厳しく叱ったり、懲らしめのために体罰を加えたりすることであり、虐待につきましても、身体的・性的な虐待、心理的な虐待のほか、いわゆる育児放棄、ネグレクトなどと定義づけられていると、このように承知をしているところであります。

教師によるいじめはどうかということもありましたが、いじめというより不適切な指導という認識でおります。もとより、不適切な指導も体罰も決してあってはならないことだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 教師は不適切な指導というふうに考えて、いじめではないというふうなことだというふうに思っております。

児童がいじめだと思ったことをいじめであるというふうに認定するのは、一体誰か。子どもが自分がいじめだと思っても、それをいじめであると認定してくれるのは一体誰か。これは学校なんですね。要するに、学校の見解でいじめかどうかが決まり、学校がその後の対応をすることになっております。

ここで問題なのが、学校の判断です。いつも、この学校の判断が問題となって、マスコミにたたかれ、保護者への不信につながっております。ここで、第三者の立ち会いが

必要となっております。今、名古屋市がこれを行っておりますよね。

幸い幸田町には、子どもの権利擁護委員会というのが条例で設置されております。この委員会の活動がいじめ問題に大きな役割を果たしてくれると思います。まずは、現在のこの委員会の構成内容と活動実績についてお聞きします。そして、この委員会をいじめ問題の第三者委員会としての活用に向いているのかどうかについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 子どもの権利擁護委員会につきましては、こども課が担当しております。

委員としては、3名で構成されております。1名につきましては、幸田町の人権擁護委員の代表の方をお願いしております。それと、あとの2名の方につきましては、民生委員児童委員協議会の児童部の会長様をお願いしております。もう1名の方は、岡崎のほうでカウンセラーの仕事をしてみえる幸田町在住の方をお願いしております。この3名ということでございます。

活動実績につきましては、施行以来、23年4月1日以来、相談としては、23年度に1件、これは父子家庭のお父様から御相談がございました。それから、25年度、今年度でございますけれども、1件、中学2年生から相談がございました。いずれも虐待の関係の相談でございますけれども、擁護委員会の委員長に相談の上、今回は委員会は招集をせずに、通常の要保護児童対策の対象として、現在、対応しているところでございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町子どもの権利条例では、子どもの権利として保障したことは、全て子どもの権利擁護委員会がその役割を果たすというふうになっております。

ですから、この委員会をいじめ問題の常設の第三者委員会として位置づけて、ぜひこの委員会の組織の充実を図って、迅速に公平に何よりも子どものために活躍できるように、幸田町として財政的にも支援していただきたいと。まさに、今お聞きのように、活動実績としてはちょっと寂しいなというような部分もございますので、もう少しこの子どもの権利擁護委員会というものを、いじめ問題にもどんどん入ってきていただいて、活動の中心になるような形にできないかどうかということでございます。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 済みません、先ほど答弁漏れが一つございましたので、当擁護委員会を認定のメンバーにという御質問をいただいたかと思っております。その認定のメンバーとして参入するというのは決して拒むものではございませんので、またその点については検討してまいりたいと思っております。

それから、常設の第三者委員会の位置づけということでございます。この擁護委員会につきましては、子どもの権利に関する条例にうたっております、安心して生きる権利を初め七つの権利、その権利全てに機能すべき委員会であるというふうに認識しております。

したがって、いじめ問題に特化した常設の第三者委員会として位置づけること、

あるいはその機能を上乘せして行うことについては、現時点では考えてございません。今後の検討課題ということでお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これをなぜ言っているかと言いますと、現在、名古屋市がもめているように、第三者委員会は後からつくって、後手後手後手後手と。いわゆる、行政も学校側もどうしてもこういう問題について後手に回ると、そういうところがちょっと見苦しいなというふうに思いますので、常にこういう第三者委員会が常設されておるぞと、そういうことが大事かなと。その常設の場所としてどこがいいかなと思ったのは、子どもの権利擁護委員会の中にそれがあると。そうすれば、常にその機能がいつでも発揮できるようにしておけばいいんじゃないかという気持ちでありますので、後手後手に回ることのないような意味で、それを考えてほしいというふうに私が思っていることでもありますので、この点については、もう一度、再度答弁をお願いしたいと思います。

次に、次のテーマは「子どものサインをどうするか」であります。

いじめの認定には、学校の判断の前に、児童がほかの子どもたちによって心身の苦痛を感じていると認める必要があります。子どもは、自分が認めなきゃだめなんですね。このことがとても勇気の要ることです。

周りが騒いでいても、その当事者、その児童が認めないとしたら、これはいじめにはならないと。これがだんだんいじめが深くなっていく要因の一つだと思っております。自分が勇気を出して言えない限り、誰も何もしてくれません。いじめられている子どものサインに早く反応できる受け皿が子どもの周りにはほとんどないのです。

町内の各学校の調査でも、先ほど言いましたが、わかるように、学校や家庭や友達にも相談できない数%の子どもたちがとても苦しむわけです。「もっと早く気づいてあげればよかった」の言葉は、事件の起きるたびに大人の反省であります。

子どものサインが、いじめなのか、虐待なのか、不登校なのか、体罰なのか、家出なのか、自殺なのかを感じ取るのが大人の責任です。サインを感じたらどうするかが、早期発見の一番大事なところなんです。たとえ何かのサインを感じても、それが何のサインか判断ができません。サインは日常的に多角的に捉える必要があるからです。ふだんからちゃんと見てほしいという親の言葉にどう応えるか、サインに対する考え方をお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（内田 浩君） いじめのサインを捉えるために、各学校で定期的に行っているアンケート調査や個別面談のほかにも、毎日の健康観察を丁寧に行ったり、児童・生徒が記入する日々の生活の記録に細かく目を通したりすることによって、児童・生徒のちょっとした変化に気づき、いじめ等の早期発見につながるように努めております。

昨年の9月議会でも申し上げましたが、いじめのサインを見逃さないためには、何より研ぎ澄まされた教師の教育的敏感さが求められます。どんなささいな兆候も見逃さない感度のよさが必要であります。このことは、繰り返し各学校へ伝えております。また、

教師の気づきの目をより鋭くするために、各学校とも研修を行っているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 済みませんでした。先ほどの質問の最後に、再度お聞きしますということをお願いしていたかと思えます。

第三者委員会としての位置づけにつきまして、検討してまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これも、去年のこの時期に質問をさせていただきましたが、町として幸田町教育相談室の機能を拡充して、いじめ対策ホットラインを設置して、悩む子にスピーディーに対応してもらいたいとお願ひをいたしました。お答えは、県や国のホットラインがあるから、それを活用してということで、実現しませんでした。幸田町の子どもが悩んだ末に死を選ぶということがあってはいけません。幸田町が何とかすべきだというふうに私は思えます。

いじめ対策ホットラインには、目撃情報もぜひ受け付けてください。「誰々さんがいじめに遭っているよ」の情報の受け皿が大きいほどいいと思えます。勇気を持って担任の先生に知らせるよりも、子どもにできるほかの方法を用意することが必要だというふうに思えます。

いじめ対策ホットラインは、第三者からの情報も集約して、教育委員会や児童委員、子どもの権利擁護委員会と情報の共有化ができれば、未然防止に役立つというふうに思えます。

ホットラインの方法は、今のこの情報技術ならば、もう何とでもなると、電話には限らないというふうに思っております。近くの自治体では、とよた子どもの権利相談室というのがございます。もちろん、この運用に当たっては多くの問題があると思えますが、今も悩んでいる子どもがいるわけですので、そういった子が先生に知らせる勇気を持っていない、親に知らせる勇気を持っていない。でも、もう一つの方法があるという部分をちゃんと具体化してほしいなというふうに思えます。再度、このいじめ対策ホットラインの設置を望みますので、お考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 子どもや保護者からの相談体制であります。今年度、幸田町教育相談室では、相談者の要望に応じて、休日でも相談活動が行えるように体制を充実してまいりました。

本年度は、現在までに1件の休日相談に対応しておるところであります。

また、時間外の相談電話等への対応でございますが、24時間対応ができますように、今後、教育相談室の電話に転送機能をつけることを現在検討中であります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この幸田町の教育相談室ですね、統計を見ると、この不登校対策についてはリストが載っておるわけですが、いじめ対策にどう取り合ったかという部分がデータとしてありませんので、ぜひこの部分についても、今言ったように、この中に拡

充していただきたいというふうに思っております。

子どもが誰にも相談できないときに、そこに電話をかけて助かったというような事例があれば、これはとてもいいことかなというふうに私は思いますので、誰かに聞いてもらいたいというふうに思っていると思いますから、ぜひその辺のことについて幸田町もちゃんと目を開いていただきたいと思っております。24時間の受け付け体制を、ぜひ早期に実現をしていただきたいと思っております。

続いて、この法律の第8条によりますと、早期発見・早期対応は、学校及び学校の職員の責務とされております。保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者は、学校と連携する立場であります。平たく言えば、まずは学校の責任であって、PTAや地域社会には発見後の通告義務はありません。ここで大切なことは、何かおかしいと思ったら、すぐに学校がつくった受け皿に報告することです。子ども同士の心配な様子の目撃情報が集まれば、いじめ防止に役立ちます。子どもは、いじめられた子もいじめる側に回ることがあるんです。誰もが加害者であり、誰もが被害者になります。少ない情報では、その一方的な判断をしますから、多くの情報が受け皿には必要だと思います。

今後、この法律に基づいて、いじめ対策連絡協議会というようなものが設置されるようになると思いますが、児童虐待と同じように通告制度を検討していただきたい。児童虐待の場合は、これは法律によって通告する義務をみんな持っておりますが、このいじめについても、通告制度というのを検討していただきたいというふうに思います。その考え方についてお聞きしたいと思っております。

幸田町の子どもの権利条例の第20条を読みますと、「地域住民は、子どもを見守り、こころや体への暴力を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければならない」という通告義務を設けております。現在、具体的にはどのような受け皿が用意されているかについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず、いじめ問題対策協議会というお話がございました。これについては、このいじめ防止対策推進法の中で、条例の定めるところにより設置することができるという規定でございます。

現在、教育委員会のほうで設置しております「いじめ不登校対策協議会」がございまして。この協議会についても、このいじめ防止対策推進法でうたう協議会と類似した協議会というふうに認識をしております。この協議会の位置づけ、また再編等を含め、今後、検討してまいりたいと思っております。

それから、通告の制度化ということでございますけれども、この制度化につきましても検討してまいりたいと思っております。

今まで地域住民の方からの通報等につきましては、今まで同様に真摯に対応していきたいと考えているところでございます。

それから、子ども権利条例に基づいた通報先として新たに用意した受け皿的な窓口というのは、特に設置してございません。町や関係機関という表現がしてございます。条例の所管課でございますこども課であったり、心配な事案を発見した場所・場面に携わる機関、学校、児童館、保育園、幼稚園等、施設からの通報を受け、それぞれ対応して

きたところでございます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この通告義務、通報制度というのは、受け皿がないとそれができるわけじゃないわけですから、じゃあおかしいと思ったと、子どもがいじめられているなと思っても、それを発見しても、どこに言えばいいんだと、そういう部分が実に曖昧である。どこに言っているのかわからん。

先ほど言いましたように、なぜチャートが必要だと言ったのは、その部分が、ここに言えばこのようにつながっていくんだよということを、町民や子どもたちや保護者がわかるようにしていかないと、たとえ何か異常なことを見つけても、どこにどのように伝えればこれにつながっていくんだということがわからない状態で、それは放ってあるのは、情報の集約という、さっきから言っておりますが、集約がまるっきりできるわけないわけですから、その部分について、きちっと具体的な組織というのをつくっていただきたいというのがその話の内容でございますので、また後ほどもう一度同じようなことを言いますから、そこで答弁をお願いします。

さて、いじめによって自殺をした児童の保護者は、子どもが自殺するまで何も気づかないということが多いんですね。何の情報も受けていないわけですよ。このようなことは、いじめをした子どもの保護者についても、同じことが言えます。加害者、被害者、そして傍観者の保護者が、学校と同じ情報を共有する機会も方法もないからです。さらに、いじめ発生後の加害者、被害者、そして傍観の保護者への指導と支援は誰がどのようにするかということは、この法律の中にはきちんと示されておりません。現在どうなっているか、また今後どうするかについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） これまでも各学校は、いじめられている子は学校が必ず守るという姿勢で取り組んでまいりました。いじめが発生したときは、加害者及び被害者の保護者に正しく事実を伝え、保護者とともに早期解決に努めてまいったところであります。該当者以外の保護者にいじめの状況を伝え、理解を得る場合もあります。

今回の法律には、いじめに対する措置として、いじめを受けた児童・保護者、いじめを行った児童・保護者に指導・助言を継続的に行うと示されております。

今後、速やかに保護者に情報を伝え、学校と家庭が一体となっていじめの指導に当たりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 船頭多くして船山に登るといふことわざがございます。いじめ問題にかかわる関係機関が、まさにそうだというふうに思います。PTAとか同窓会、コミュニティ、子ども会、民生委員、青少年健全育成、学校評議員などなど、あらゆる組織があります。指導や助言をする組織はたくさんあります。また、法律も条例もあります。また、充て職とはいえ、たくさんの方が指導や助言をする立場におります。しかし、現場は担任教師一人です。学校の責任者は校長でございますが、校長も担任への指導・助言の立場です。私は、このいじめ対策に現場の担任の声が届いているのか、担任の立場

に立った法律なのかというような疑問を持っております。このことについて、どのような配慮をされてきたのか、またこれからしていくのかということについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） いじめ防止対策推進法は、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定めたものであると認識しております。もとより、いじめの防止やいじめから子どもを守る最前線に立つのは、担任を初めとした学校であり、家庭で子どもを見守る保護者であります。担任の思いが、この法の理念にどのように反映されているかの見解を述べる立場にありませんが、法施行を機に、現場の担任の思い、保護者の思いにさらに深く耳を傾けながら真摯に対応してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ、たくさんの指導・助言をする人ばかりで、現場は一人かという部分を解決していただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますが、どんな法律や条例も子どもたちによかれと思ってできております。いじめのない学校づくりは、国民全ての願いであります。そのためには、学校に子どもたちの声を聞き取るもっと多くの耳と見守り励ます目と口が必要です。幸田町内の全ての学校が豊かな人間力の育成を目指しております。多くの関係機関がこれに協力をしております。

しかしながら、このいじめ問題に誰がどのようにかかわっているのかの全体的な組織図が見えておりません。これは先ほど言っている話でございますが、いじめ対策のチャート化について、この話は先ほど言いましたが、もう一度組織を見直して、それぞれの組織が有機的に機能するように役割を明確化し、それを町民に冊子として示していただけないか。学校教育と家庭教育、そして社会教育の充実こそが、幸田町が住みやすいと言われると考えております。お考えをお聞きます。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 議員がいじめについて御質問をしてくださいました。冒頭の質問で、いじめの認知件数が28件であるとか、26件であるとか、答弁をさせていただきました。それらは全て解決しておりますということも申し上げました。

こうして申し上げております間にも、また新たないじめが発生しているかもしれません。そのようなことをいつも思いながら、幸田の子どもたちが辛い思いをしていないように、そのことを念じてこれからも進めていきたいと、このように思っているところであります。

このいじめの問題だけでなく、子どもたちが健やかにたくましく育つために、現在、さまざまな組織が取り組みを進めております。それぞれの組織ともに、目指すところは同じであります。幸田の子どもたちが健やかに育ってほしいという願いであります。

それぞれの組織が有機的に機能するように役割を明確化し、幸田町全体の取り組みの姿を整理することは大切なことだと考えております。貴重な御提言をいただきました。組織のあり方をどのように町民の皆さんに示すかについて検討してまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ぜひ、本当に幸田町の大切な子どもたちの命をきちっと守っていた
だきたいというふうに思っております。

内田教育長には、私のわかりにくい質問に対して丁寧に、あすの子どもたちの、幸田
町の子どものためにお答えをいただきました。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時05分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります3点について、順次、質問をしてまいります。

まず第1点目は、「カラーユニバーサルデザインを導入したまちづくりを」について
であります。

色の見え方は、人さまざまであります。色の見え方が一般的な人と違いがある色覚障
害者と呼ばれる人についてでありますけれども、この色覚障害者と呼ばれる人たちは、
日本に300万人以上いると言われております。色の見え方に不都合を感じている人、
色の見え方が異なる人への理解を深め、色のバリアをなくしていくことが必要だと思
います。

昨年、市町村議会研修の社会保障・社会福祉コースへ参加をし、早稲田大学人間科学
学院の畠山卓朗教授の生活支援のための科学技術の活用、この中でカラーユニバーサ
ルデザインについて取り上げられておりました。

男性で20人に1人、女性で500人に1人が色弱の人と言われ、全国で300万人
以上と推計されていることから、色の見え方が異なることへの理解を深めるため、で
きるだけ多くの人に正確な情報を伝えることを目指すカラーユニバーサルデザインが重
要視されております。

さまざまな利用者が使いやすいように考えられた配色を含めた視覚情報デザインの総
称であります。単に、色相、彩度、明度の層を上手に組み合わせるだけでなく、形やハ
ッチングや塗り分けパターンの違いを併用するなどの表現方法を駆使し、一般色覚の人
も、色弱者、色覚障害者、色覚障害児にも同じ情報が読み取れる工夫のことを言います。
色覚バリアフリー、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインの視点の考え方につ
いて伺います。

そこで、まず第1点目は、色弱者の人の現状と実態把握をされているか伺うものであ
ります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、色弱者と一般的には言いますが、色覚異常、色盲、

色弱、色覚障害、さまざまな呼び方がありますけれども、要は一般の方と色の見方の感じ方が異なる方を言うわけです。

身体障害者福祉法におきまして、障害者の定義というのが実はございます。その中で、身体障害者の手帳を取得するための判定の中では、視力障害、視野障害、この2点で認定がされ、1級から6級までそれぞれで認定がされておるわけですが、色弱者に対する基準というのはございません。

その中で、私ども福祉部局では、色弱者の実態というのは全く把握をしておりません。日本人の中で、先ほど議員が言われましたように、男性・女性それぞれの割合、全てで320万人以上いるということは承知をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基準がないため実態把握ができないという、これは今の実態かというふうに思います。

そこで、次に小・中学校の実態についてでありますけれども、男性で20人に1人、女性で500人に1人と言われていることから、クラスに1人は色弱の子がいる計算であります。

小・中学校の自己申告による人数について何うものでありますけれども、2002年度以降、学校の健康診断項目から色覚検査が外れたこともあり、本人も、また親や教師も色弱を認識していない場合もあると言われております。実態は把握をされているか、このことについて何うものであります。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校保健法施行規則の一部改正によりまして、平成15年4月から学校における児童・生徒の健康診断の必須項目から色覚検査が削除されました。現在、幸田町小・中学校の健康診断において色覚検査は実施いたしておりません。

健康調査票、家庭連絡票や個別懇談時において、色覚異常を有するために学校にて配慮してほしいと保護者から申し出があった児童・生徒につきましては、小学校1名、中学校1名を把握しております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、小学校1人、中学校1人というのを人数把握をされているようでありますけれども、この色覚異常があらわれる確率と言えば、クラスに1人はいるといような、こういう計算であります。そういうことから、幸田町の小・中学校の子どもたちの割合では非常に低いと、これは実態把握をしていないという、こういうことにも通ずるわけであります。

そこで、この10年以上が経過した現在、文科省はこの廃止をするに当たって、保護者から希望があった場合は実施をしてもよいと、このようになっているわけであります。こういうことが徹底されていないために、学校では面倒ということもありますし、実施をしていないということではありますが、実際、この廃止後、学校現場におきましては必要性を認めなかったということでありましょうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 検査廃止後の学校の活動のこととございますけれども、各学校教

育活動全般にわたりまして、学校におきましては、色の見分けが困難な児童・生徒がいるかもしれないと、こういう前提で色覚異常について正しい知識を持って児童・生徒に接するようにしております。

具体的には、色覚に関する指導の資料、平成15年の文科省資料ではありますが、これを参考にしながら、学習指導において色判別を要する表示、教材を用いる場合は、誰でも識別しやすい配色で構成するようしたり、具体的に申しますと、例えば黒板にチョークで字を書くときに、白や黄色を基準にして、赤や水色は使わないと、そういうようなことを含めてであります。できるだけ誰でも識別しやすい配色で構成するようしたり、色以外の情報を加えたり、アンダーラインを引くとか、四角で囲むとかなどの工夫をして対応しているところであります。

色覚検査の廃止後も、学校医による健康相談において色覚に不安を覚える児童・生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査・指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができるように体制を整えているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 学校現場におきましては、チョークの色等で工夫をしながら授業をしているということでもありますけれども、この色覚異常、いわゆる色盲、こういう方たちにつきましては、赤や緑が非常に見にくい。そういう中で、例えば大人になってからは、信号の色が見分けにくい、こういうこともあって、通常生活するにおきましてはさほど問題はないということで、文科省におきましても健康診査から外したと、これも一つの理由であります。しかしながら、今、10年以上が経過した中で、親もわからない、そういうことが今徐々に問題になってきております。

そうした中で、この実際我が子が色弱者であるということは気がつかないということがふえている。このことが今非常に問題になっているわけでありまして、東京大学などでも研究機関を設けてカラーユニバーサルデザインについてもPRをしながら、今、普及をしている活動をしております。

そこで、このカラーユニバーサルデザインについては、NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構、ここが主に中心になって取り組んでいるわけでありまして、この機構におきましては、色弱な子どもたちが学校生活のどこで困っているか、こういうことを調査をしたということでもあります。また、私が受けました畠山教授からも、NPO法人のカラーユニバーサルデザイン機構の取り組みが紹介をされました。

この調査によって解決する工夫なども明らかにされております。この専門分野の視点からもアドバイスを受けたりするなど、学校教育でどう取り組むかということで、今、各自治体においても取り組まれているところでありますけれども、実際、こうした専門家の指導、あるいは取り組みを教育現場や自治体等で取り組むかどうか、その考えについて伺うものであります。それぞれの視点からお願いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、今後の対応というお話であろうかと思っておりますけれども、全国の都道府県、特別区であるとか政令指定都市では、カラーユニバーサルデザインのためのガイドラインというのを実は作成をして、その取り組みをしているところで

あります。

色覚障害者と言っていいかどうかわかりませんが、その対応については、そのカラーユニバーサルデザインの導入というのは、当然、人にやさしいまちづくりを進めていく上では必要な手段であろうとは思っております。

ただ、その見方は、色だけに限らず、さまざまなものがあります。そういったもののガイドラインをつくっていく必要があるのかなということも考えておるところであります。

ただ、いかんせん愛知県につきましては、そのガイドラインというのが実は定まっておられません。お隣の静岡県では持っておられるようですけれども、愛知県の中ではまだまだ浸透がしていないというのが実態でございます。

そういったことを踏まえれば、町としてはそのガイドライン作成については、一度研究をしながら検討をしていく必要があろうかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） カラーユニバーサルデザインの教育現場におきますポイントといたしましては、3点あると認識しております。

まず1点目が、できるだけ多くの人が見分けやすい配色を選ぶ。2点目が、色を見分けにくい人にも情報が伝わるようにする。3点目が、色の名前を用いたコミュニケーションを可能にするということが挙げられておると思います。

このポイントは、先ほど申し上げました文科省が示しております色覚に関する指導書によりますところでも明確にされておまして、具体的には、先ほど申し上げました黒板の明るさを均一になるような照明を工夫、白と黄色のチョークを主体に使ったもの、また実験・実習については、色の変化の程度を判断できるように文字で表現するなどの工夫をしております。

今後も、この手引き、指導のあり方を各学校に徹底してまいり、必要に応じては、議員も申されました専門分野、これは校医でございますが、の視点からのアドバイスを受けまして、子どもたちにとって見分けやすい配色、色情報が受け取りやすい配慮、こういったものにも研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ある自治体でも、このNPOなどの協力を得ながら、小学校の養護の先生や、また職員を対象にしたカラーユニバーサルデザインの研修会を開くなどしております。こうした先進地の取り組み、文科省の指導書だけでは不十分だと、こういうことで、今現在、今まで見落とされてきた、このカラーユニバーサルデザインの取り組みがなされているところでもあります。必要性が認識をされてきたということではないでしょうか。

こうした点からも、この企業におきまして、カラーユニバーサルデザインの取り組みというのが進んできておまして、ここの認証マークをとりながら、そして取り組んでいるという、こういうこともあるわけですが、この認証マークについては御存じかということですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） NPO法人のカラーユニバーサルデザイン機構の中にありますマークというのがたしかあると思います。そのマークがあるということは承知はしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町が災害防止協定を結んでおりますけれども、この箕輪町でも、ごみ収集カレンダーに採用をし、そして誰もが見やすいカレンダーにしていくということで、一つの先進地の事例でございますけれども、あるわけであります。

そこで、次にお聞きをするわけでありまして、カラー印刷技術の発達によりまして、新聞や雑誌など、このカラー化、また色を使ったデザインやマークなどで情報を伝えることが多くなってきております。幸田町におきましても、広報の表紙や裏表紙、またいろんな情報誌の中でカラー化がオールカラーという中で進んできております。しかしながら、色覚障害の方たちは、赤や緑が苦手でありまして、信号機の色の見分けが難しいという、先ほども言いましたけれども、言われます。

また、高齢化社会が進む中では、白内障や緑内障などで色が見えにくい、わかりにくい、こういったケースもふえてきております。まさに今は、誰もが見やすい、見分けやすいカラーデザインが求められるようになってきているわけでありまして、この対策・対応についてどう取り組んでいくか、これについて答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 広報紙ということが言われております。カラーユニバーサルデザインだけではなく、全ての人という観点から、情報の受け手である市民の立場に立って、できる限り親しみやすくわかりやすい情報の提供を行っていくことは必要かというふうに考えております。

また、広報紙の作成につきましては、まず全体を白黒の濃淡で作成し、見えにくいかを確認し、それから2色にした場合はどうかを確認し、印刷会社に発注をかけております。

校正を4回する中で、印刷会社が特殊な道具、レンズを使い、色弱者に対して見にくいかどうかの確認をしております。

ただ、色弱者に対してもいろんな段階がありますので、どの程度対応しておるかということにつきましては、不明でありますけれども、広報紙につきましては、そのような形で扱っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 広報は、中が全て黒や明暗に分けた感じの色使いでありますので、そこで赤とか緑とか、そういうものではありませんので、比較的に見やすいかというふうに思いますが、いろんな情報誌では、カラー化が進んできて、色がふんだんに使われております。そうした中で、やはりこれは議会だよりもそうでありますけれども、色使いというものを学びながらやっていく必要があるかなというふうに感じております。

そこで、色について、この色覚の方たちの疑似体験ができると、こういう眼鏡をかけるだけで疑似体験ができるというのがあるわけでありまして、これはお隣の蒲郡市にあ

ります伊藤光学工業、ここがフィルターや眼鏡等の販売をしながらやっておりますけれども、こうしたフィルターや眼鏡で疑似体験ができる、こういう対応も必要かというふうに思いますが、この障害者対策の一環として導入をし、例えばボランティアまつりとか、そういうところでの活用ができないかと、一般の方たちも認識をしていく、そのためにもこの普及が必要ではなかろうかと思いますが、その取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今のフィルターの疑似体験のものについて、福祉ボランティアまつり等でということでございます。

ちょっと私も今、実は初めてお聞きをしたものでございますので、一度、その内容等につきましては確認をさせていただきたいと思っておりますし、祭り等の内容につきまして、今回はどういうテーマでやっておられるのかというのもありますので、その中で一度検討はしていきたいと思っておりますが、一度ちょっと現物を、どんなものかというの確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど企画部長が言われました。印刷業界においては、広報紙等のカラー化に伴って、それが全ての人に見分けやすいようにフィルターをかけながら、それがどう見えるかということをやっているよということでもあります。これが、いわゆる特殊なフィルターでございます。ですから、それが一般化されて体験できるというものがあるわけでありまして、眼鏡にいたしますと3万4,500円という、割と、一般の人たちが買うと高いわけでございますけれども、こうした活用をするならば、比較的安価で疑似体験ができる。また、フィルターにおきましても、その半分ぐらいの金額で普及をされているところであります。

ですから、例えば役場の窓口等で疑似体験ができるとか、そういうような一般の方たちもできるようなものをぜひ取り上げていただきたいと思いますと思うわけでありまして、その点についてはどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） こういった疑似体験ができるものの導入というか、活用というか、そういったことによって、その方たちの思いを知ることとは、これは必要だというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、もともとカラーユニバーサルデザインの関係につきましては、先ほど申し上げました、多分、さまざまな取り組みの中でそれぞれの部局においては、専門的な業者の方々の御意見を伺いながら対応させていただいておるところだと思います。総合的なこのガイドラインというのは、まだ実は先ほど申し上げましたように、ありません。そういったことを踏まえながら、作成も含め、一度ちょっと検討させていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私もこのカラーユニバーサルデザインにつきましては、この講習を受けましてから、いろいろと調査をしてみました。その中で、役場の職員の方で

もそうした方がいらっしゃるといことがわかったものですから、実体験を聞いたりとか、そのような実際どう対応しているのか、こういうことを聞きました。しかしながら、今、小さい子どもたちについて言えば、なかなかわからない。また、親御さんもそういうのがあるのかと、こういう返答が返ってくるわけであります。

そうした観点から、やはり今まで見落とされてきた、また文科省がやめてきた経過は、色弱者については、一般の方たちと通常の社会生活を営む上では余り必要ないということで、健康診査を外してきた。この経過がある中で、10年以上たった今、非常に問題になってきているということがわかりました。ですから、そうした中で、やはり改めて認識をしながら取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

また、ユニバーサルデザインについては、前々から取り組みが進められております。県の中でも「人にやさしい街づくり」、こうした取り組みの中で、ユニバーサルデザインという言葉を使わなくても、誰もが安心して暮らしやすいまちづくり、この中に網羅されているかというふうに思いますが、そうした中でお尋ねしたいと思います。

年齢や能力、性別などにかかわらず、多様な人たちが利用しやすい生活環境のために、ユニバーサルデザイン、またカラーユニバーサルデザインを導入したまちづくりを進めていくためにも、第6次総合計画の中に盛り込んでいくかどうか、この考えについて最後に伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） カラーユニバーサルデザインを導入したまちづくりに進めてを第6次総合計画に盛り込んでとはということでございます。

2006年から2015年まで、平成18年度から平成27年度までの期間の第5次総合計画においては、第4章、健康福祉のまちづくり、第3節「ノーマライゼーション社会の実現のために」において、障害者において大きくくりで記載をされております。

今現在、2016年から2025年度までの第6次総合計画策定に向けて進めているわけでありますけれども、総合計画につきましては、町としての上位計画であります。町の大きな方向性を示すものでありますので、色弱者、高齢者、女性、子どもといったような社会の中で弱い立場にある人、社会的弱者という大きな枠で目標を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までも大きな一つの項目の中で対応がとられているわけですが、しかしながら各項目においていろんな観点から取り上げていく必要もあるというふうに思います。

そうした中で、一つのこのカラーユニバーサルデザインにつきましては、信号機の問題、あるいはいろんな色に関する問題を取り上げている昨今、必要になってきた事例ではなかろうかと思っておりますので、ぜひこれも一つの事例として加えながらやる内容ではなかろうかというふうに思っておりますので、総合計画の中で生かしていただきたいというふうに思います。

次に、2点目に移りたいというふうに思います。住宅リフォーム助成制度の実施についてであります。

今年度から耐震改修と合わせたリフォーム助成が実施をされました。木造住宅の耐震改修促進計画で、平成32年度までに耐震化率を95%にするために、耐震改修1.0以上に対して90万円プラス耐震リフォーム等30万円、合わせて補助額を120万円に引き上げました。

また、耐震化を緩くして0.7以上、段階的改修に対しては、30万円プラス耐震シェルター30万円プラス耐震リフォーム等12万円、これを最大で60万円の補助額の、この2本立てで進めており、620戸を目標設定をしたわけでありませけれども、その後の取り組み状況について伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それでは、木造住宅の耐震改修の状況でございますけれども、まず無料耐震診断のほうでございますけれども、昨年度までの累計では593件、また耐震改修につきましては、昨年度までで47件ということになっております。

議員が申されましたように、今年度から補助金の拡充を3段階で行っているんですけども、1段階目は、先ほど言われた90万円に30万円の耐震リフォームを足した120万円補助というもの、また2番目は、1.0という判定値以下でも、0.7以上とするものに対しても、震度6強に対しては完全な倒壊は避けられるという観点から、減災という観点から段階的改修として30万円プラス耐震リフォームの30万円を足した60万円というもの、また最後、三つ目は、高齢者とか障害者を対象とした耐震シェルターというものの補助を最大30万円というような三つの段階の拡充をさせていただいて進めておりまして、今年度の予算としましては、診断が30件の120万円の改修が12件、また段階的な改修というものが4件、また耐震シェルターは4件というのを予算化してございますけれども、本年度の現在のところを申し上げますと、耐震改修のリフォーム補助を含めた120万円のものに1件の申請があったということで、残りまだありますけれども、今、9件が相談中というふうな状況であります。また、それ以外の60万円の段階的改修、また耐震シェルターについても、随時相談を受けているというふうな状況でございます。

現在のところ、ほかの近隣市町も、岡崎、西尾、蒲郡の辺も、今年度については、全国的な部分でありますけれども、頭打ちしている状況にはあると。ただ、これは耐震改修への関心はあるんですけども、そこにいま一つ踏み込めていないというふうな状況であるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この耐震改修に合わせた住宅リフォーム、耐震リフォームということで、このリフォーム助成につきましては、地元業者に限定をしないということで、一括して行うというものであります。

ですから、私のこの質問の住宅リフォーム助成制度と若干制度が違うということでの質問でありますけれども、今の状況を聞いておりますと、なかなか踏み込めない状況であるということがわかります。

そこで、やはり地域経済の活性化、この観点からすると、単独での住宅リフォーム助成、こういうことが必要ではなかろうかというふうに思います。

町の方針では、大災害から命を守る、こういう観点で、減災対策として取り組まれたものであります。それはそれとして、防災対策、これはもう非常に大事であります。このことについても住民にPRをして、促進計画達成に向けてやるべきであるというふうに思いますので、ぜひこの辺をもう少しPRすべきではなかろうかと思えます。

そこで、次の質問でありますけれども、この住環境の向上、また建設業などの仕事おこし、こうしたところの経済波及効果、これを図るために、住民が行う住宅の増改築、リフォーム工事に対して住宅リフォーム助成制度を実施すべきと考えますが、この点についていかがかということであります。

耐震改修につきましては、高額な費用負担が生じることから頭打ちと、そういうことであります。少し観点を改めて、今度は経済効果、この観点からの住宅リフォーム助成という点でお伺いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、議員の質問の中で、前半部分は耐震改修の促進を、PRをということでございますので、そういった面からまずお答えさせていただきたいと思えますけれども、今、耐震改修が進まない大きな要因として三つほど考えられておるんですけれども、それは実際に相談者に対してヒアリングを行っておるんですけれども、耐震改修の対象となる建物が30年以上経過しているという状況になってきております。耐震改修を始めてから10年を経過して、20年が30年というふうな形で経過してきている。そういった面では、建てかえなのか改修なのかという判断が慎重になっているのが1点目。

また、2点目としては、耐震化に踏み切れない部分、これは家族構成の部分がございます。核家族化とか高齢者住宅となって現状維持をしているのが状況で、例えばそこで世帯構成が変更になったり、世帯同居があつたりとか、そういった面があれば、そういった踏み切りができるのかなということ、それが2点目。

また、3点目は、建築業者や設計士に相談をしておるんですけれども、そういった面でも、そういった設計士への手間がかかるというようなことが、積極的ではないというふうな状況ではないかなということら辺が、我々、三つ検討している中での、ヒアリングしている中での状況であります。

そういった面で、今現在、対策としましては、「広報こうた」6月号から連載で特集を組んで行っております。そういった面で、関心は高まりつつあると思うんですけれども、今みたいなもので対応ができていないというような状況があると。

また、我々が考えているのは、診断を行ったんだけど改修が進まないという方、これが466件ございますので、8月にそのダイレクトメールを行いまして啓発を行っている、また相談会を行っているという状況であります。

特に、この相談会につきましては、今、悪質業者、悪徳業者によるいろんな面でトラブルがありますので、そういった面でも、行政としてしっかりとした相談体制を持っていくというようなことで取り組んでいる状況でございます。

今後とも、そういった面で積極的な推進を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、2点目の耐震リフォームの部分につきましては、実は耐震リフォームにつきましては、いろいろと今、広い意味のリフォームがございます。耐震もリフォームでありますし、そういった面でのバリアフリー化とか、また省エネルギー、また防犯・防災対策といったものがあります。

国交省がこの7月19日に発表となった地方公共団体における住宅リフォームにおける支援制度というのが全国で85%程度ですね、そういった支援制度を持っていると。もちろん、幸田町もその中に入っております。それは、耐震以外にも、例えば障害者住宅の改修、いわゆる福祉の関係での補助とか、また介護保険制度を使った改修、また太陽光とか下水道の関係でも、そういった雨水貯留施設とか浄化槽の補助を行っているというふうな状況でございます。

今現在、そういった住宅リフォーム関係に特化した部分での補助、単独での補助というのは考えてございませぬけれども、議員が以前4回ほど質問していただいた、いわゆる耐震リフォームのみの補助というのは、愛知県下でも事例が5件ほどございますけれども、そういった中では、なかなか耐震につながらないということで、リフォームが先行しているという状況でありますので、そういった面では、なかなか我々が考えている、耐震プラス耐震リフォームという形につながらない、逆にリフォームが先行してしまうということでは、我々の趣旨からするとまだなかなか難しいということから、継続して耐震のほうを軸足に置きながらリフォームを上乗せしていくという考え方で行っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住宅リフォーム助成につきましては、単独の一つの制度として全国でも数多くの自治体の実施をしております。これは、住宅の長寿命化やバリアフリー化、そして経済振興にも一定の効果があるということで取り組まれているわけでありませぬ。

そして、先ほど部長が答弁されたように、一つには、この建物が30年以上経過する。そういう中で、なかなか多額の費用を使わなければならないために耐震化が促進できない。そういう中で、判断がつかないということがありますね。

また、核家族、あるいは高齢世帯になって、現状維持と。しかしながら、現状維持ではあるけれども、住宅の快適さを進めていくためには、これはリフォームをしたいと、こういう人たちも多いわけでありませぬ。そうした人たちが多いということは、やはりこれは住宅のリフォーム助成が必要だというふうに思うわけでありませぬ。

また、地域経済の活性化という観点から、これはまちの業者が行う工事について補助をしていく。これを限定することによって、町内の仕事おこし、経済波及効果につながるということでありませぬので、再度、この点について答弁を願うとともに、また町としてこのような件に関して研究・調査したかどうか伺いたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、町内の業者、この耐震にかかわる47件のうち17件が町内業者であったという面では、我々は多くはないんですけれども、波及はしているということでありませぬが、今、単純にリフォームだけという形での町内の状況を見ますと、

今、これは建築業界での状況でございますけれども、これはヒアリングによりましてけれども、来年の消費税を考慮した部分で、今、リフォーム関係はかなりふえている状況が町内業者からのヒアリングでわかっております。

実質経過措置等の状況も情報が流れてきておりますし、またその後、消費税後の交付金の関係とか、そういった面での住まい交付金という名称が仮称で上げておられますけれども、そういった面で、消費税の上がる前の状況と上がった後の状況、推測できない状況でありますけれども、今、建築業界の中では、リフォームを主体として需要は上がっている状況だと聞いております。

また、幸田町の商工会にも、昨年も調査したんですけれども、ことしもその調査結果では、昨年の同時期と比べますと、いわゆる景況調査の状況では、昨年のような、これからも悪化するという部分は少なく、実際には、その中の声として、どちらかという仕事量や売り上げについては、若干ふえてきているという方が中にもいらっしゃいましたので、昨年度よりは、幸田町についてもそういった部分での状況はあると思います。

ただ、まだこれは大きな影響が出ているというものではないものですから、そういった面では、我々の調査する中では、そういった商工会の報告を含めた状況からすると、今、リフォームを主体とした部分では、状況的には今需要がある中であるということで、行政としましては、それに単独費を持ってそのリフォーム市場に刺激を与えるとか、経済に刺激を与える、そういった面での考え方は、今、この現在の段階では特に行っていないという状況であります。

また、いろいろ調査をということで、先ほどのような景況調査も、聞き取りですけれども、そういったものを行いながら、また昨年度、産業建設委員会で富山県の朝日町のほうを視察していただきましたけれども、そういったところへまた追跡調査を行いました。朝日町につきましては、リフォームもふえてはきているんですけれども、耐震化は全く進まないというふうな状況で、その中で、やはり行政としてもジレンマに陥っている状況にあるということヒアリングしております。

また、蒲郡市につきましても、以前、リフォームで補助を行いました。財源を、国費が入ってございましたので、そういった国費がなくなった段階では、やはり耐震化にシフトしているということで、リフォームについては考えていないという状況でございます。

そういった面をいろいろとヒアリングしながら町としましては、今、先ほど最初から申し上げていますような耐震化のほうの軸足をしっかり持って、今度、啓発・PRのほうをしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町としては、耐震化促進に向けて住宅リフォーム助成はプラスをしてやっていくよということですが、しかしながらいろんな状況の中でリフォームをされる場合がございます。そうした方たちの快適な住環境の整備、そういうものと合わせた地域経済の振興、こういう2本立てを考えるならば、金額が少額であっても、これは仕事おこしにつながりますので、再度、検討していただきたいというふうに思います。

次に、調理室の充実改善に向けて質問するものであります。

第2次幸田町食育推進計画、これは平成25年度から平成29年度までの5年間についてであります。策定をされました。健康、豊かな人間性、食文化、食環境の、この四つの基本項目、これは第1次でありますけれども、家庭や学校、保育園、幼稚園、地域等と連携したさまざまな活動を行うとしております。それをより発展させた形の中で、幸田町では、この第2次では、食育をさらに推進するために策定をすると、こういうことで進められてまいりました。

この食育推進の観点からも、町民の主体的な取り組みを応援するために、公共施設の調理室の充実改善を求めるために質問するものでありますけれども、生涯学習では、教育、教養、文化、体育、スポーツを初め趣味やレクリエーション、ボランティア活動など、住民の実生活に即した広範囲な分野に及んだ学習活動を進められております。

この生涯学習で利用する施設には、必ずと言っていいほど調理室があるわけでありませぬ。町内でも、サークル活動や親子ふれあいクッキングなどで調理室を利用することがありますが、住民の方から、手狭で利用できる調理室がない、こういう声が寄せられております。何とか改善してほしいと、この声に応えられるかどうか、まず伺うものであります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほどのリフォームにつきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、あくまでも少数のヒアリング、聞き取りによつての判断でありますので、それを今後フォローアップの中で、しっかりいろんな各種団体を含めたヒアリングをしていく中で前向きに検討したいと思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 調理室の手狭という御指摘があるということではあります、生涯学習が管理しておりますいろんな生涯学習事業の中で、現在、さくら会館が、幸田町教育委員会のほうで一般開放といひますか、皆さんが手軽に活用できるような施設ということであるわけではあります、現在、そういう直接要望、こういったものを聞いてはならないところではあります、議員が御指摘のところの手狭といふところであれば、現状を把握しながら、教育委員会事業を推進しておりますので、さらなる拡充だとかといふことは、現在のところ拡大する予定は今のところではございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、公共施設で住民が利用できる調理室の現状、スペース、定員について伺ひたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 公共施設で住民の方が手軽に調理できる施設ということではありますので、一般開放されております公共施設、地区の集会所は除かせていただひたいと思ひますが、先ほど申し上げました教育委員会におけますさくら会館、ここでは第2研修室、そして準備室、その隣にあるわけではあります、そこで実際には各種団体の方が御利用いただひておまして、その現状等ではあります、まず稼働率ではあります。

すが、調理部分につきましての稼働率については、現在、24年度の実績でございますが、稼働率は2%と低うございます。ただ、第2研修室自体の稼働率は48%と、おおむね年間半分が利用されておるといところであります。

そして、その利用の状況でございますが、4団体の方が年6回ということで活用していただいております。

また、定員等につきましては、24名程度を定員といたしまして、スペースは第2と準備室を合わせまして67.7平米となっております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 生涯学習などで住民が気軽に利用できる調理室は67.7平米ということで、24人程度とおっしゃいましたけれども、とても24人使えません、なかなか厳しい。そこで、例えば親子クッキング等で利用したいと思っても、30人以上、こういう人たちが使うとなれば、使う場所がないと、こういうことであります。ですから、もう現状を知っているわけですので、町に申し込むことすらできない。

そこで、ほかのところで尋ねてみたわけですが、JAのジョイプラザの調理室、ここは利用制限があるということで、検便が必須になっている。こういう状況の中で、なかなか利用できないということで、町の現状を知っているがために申し込めない現状があるということは認識していただきたいと思います。

それから、生涯学習で実施をする調理室の利用、これはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 生涯学習事業が実施をします料理教室、こういったものの現状でございますが、現在、実施しております生涯学習事業といたしましては、夏休み子ども教室でのパンづくりや、そば打ち体験、またシルバースクールではお菓子づくりがございます。こういった所管をするためには、やはり先ほど議員申されましたように、人数も多いわけでございますので、生涯学習事業といたしましては、現在、保健センターの2階の栄養指導室、これを活用させていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 答弁されましたように、実態は、生涯学習施設では実施できない。ですから、別の施設の保健センターの調理室を使わざるを得ない、こういう状況がございます。

ですから、例えば住民がサークル活動などで利用するときにも、この保健センターの調理室を利用できないか、こういうことも尋ねたら、むげに断られたと、こういうこともあるわけでありませう。

じゃあ、住民はどこを利用すればいいのかと。生涯学習でも、調理室がないがために保健センターを使わなければならない実態があるわけでありませうので、住民への一般開放につきましては、どこを利用したらいいのか、その答弁を求めませう。

○議長（大嶽 弘君） 答弁を求めませう。

町長。

○町長（大須賀一誠君） 丸山議員から、以前もこのお話はいただいております。

す。

さくら会館につきましては、いろんな面で使っていただく方、いろんな身障団体とかいろいろ使っていただいているのは、承知しているところであります。

今後において、住民の皆さんが自由に使える施設ということでもありますけれども、これは今の現状のところをどう改修して使うかということも一つの案でありますし、第6次総合計画の中に新たにまたそういうものを考えていくかということも検討していきたいなというふうに思っております。

ただ、そういうニーズがどれほどあるのかということも、これをつくったり改修する判断材料になろうかと思しますので、調査して検討させていただこうかと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 実態は、使える調理室がないがためにできないということで諦めていると、こういう実態があるかというふうに思います。

さくら会館の調理室も、少しずつではありますけれども、改善をしてきましたけれども、いかんせん平米数が小さい。こういうことから、非常に使いにくい、手狭ということになってまいります。

また、調理室といたしましては、やはりいろんな今の電子機器、電気機器、こういうものも備えられているわけではありますが、そういうものもなかなか不足をしている状況がございます。

ですから、当面の改善手段としては、生涯学習が利用させていただいている保健センターの調理室、ここを生涯学習のほうで整理をしながら、生涯学習のほうから申し込みをして開放をすると、こういう方法はいかがかということですが、その点についてはいかがでしょうか。代替施設として、あいているときには利用していただきたいということですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしまして、その調理室の関係でございますが、さくら会館のまず状況でございますが、先ほど申しましたように、調理室として活用しているものではなくて、調理室としても活用できるというようなことで、まず研修室というのが大前提でありまして、その附帯施設ということで考えておりまして、ここは多くの方に利用していただけますように一般開放をさせていただきます。

先ほど議員申されました保健センターの活用につきましては、これはあくまでも保健センターの管理運営上の問題がございます。また、類似といたしましても、例えば学校開放で体育館を一般開放しておる状況もありますが、そういったことも含めまして、教育委員会といたしましての見解は、現在のところ、そういう持ち合わせはないわけでございます。先ほど町長も申されましたように、その利用の要望状況だとか、そういったところに入るかと思っております。

教育委員会といたしましても、今後とも現在ある施設の修繕、そして先ほど申されました電気機器、そういったものの整備、要望にも応えることができるような体制を整えながら、現在あるさくら会館の準備室、ここを充実していきたいと、こんなふうに考え

ております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 食育を推進していく観点からも、ぜひ一般開放に向けた調理室の充実を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、水野千代子君の質問を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

中根議員と重複する部分があるかというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

まず、学校のいじめ・体罰についてであります。

平成23年10月、滋賀県大津市の中学2年生男子生徒がいじめを受け自殺した問題をきっかけに、全国でいじめの実態が次々と明るみに出てきました。国は、総合的ないじめ対策アンケート調査、教育研修、スクールカウンセラー等の増員等々、施策を講じております。

しかし、全国的にいじめを苦に自殺する子どもたちが後を絶ちません。ことしの7月には、名古屋市の中学2年生の男子生徒がみずからの命を絶ちました。しかし、教育委員会は、いじめの因果関係を否定しているようであります。

いじめは、学校という特定の空間の中で起き、子どもたちはその中にいる時間が長く、保護者もある意味入り込めない場所でもあるということでもあります。そして、何より真実がわかりづらい空間であります。

私は昨年9月定例会の一般質問で、本町のいじめ・不登校対策について質問をいたしました。そして、昨年度のいじめの認知件数もお聞きをいたしました。

それで、先ほど昨年度の認知件数、また今年度、平成25年度の1学期のいじめの認知件数を19件というふうにお聞きをいたしました。その19件は、小学校・中学校それぞれ何件あるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 1学期に各学校が行ったアンケート調査の結果、町内におけるいじめの認知件数であります。19件。これは、小学校9件、中学校10件であります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 小学校9件、中学校10件ということで、これは1学期であるということ、今後は、今、19件は全て解消済みということでお伺いをいたしました。

国は、いじめ対策を本格化させてから初めてとなるいじめ防止対策の法律、先ほども

出ましたが、いじめ防止対策推進法というのがことしの6月21日に成立をし、28日に公布されました。そして、今月、9月28日に施行されます。

この法律で、いじめの定義を、対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと規定をし、心身・財産に重い被害が生じた疑いがあったり、長期欠席を余儀なくされたりしているときは重大事態と定め、またインターネットを通じた攻撃も含むと明記をされております。

その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容を、いじめを受けた児童・生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務づけてもおります。

また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合には、直ちに警察に報告することも明記され、必要に応じて加害者の子どもに出席停止を命じることも求めております。また、保護者の責務等も明記をされております。

このような法律を教育長としてどう受けとめられたかということをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子どもたちが通う学校は、安全で楽しい場でなくてはなりません。学校におきましては、子どもと子ども、人と人とがかかわり合って生活をしているので、当然、そこには摩擦もあつれきも生じてきます。そのはけ口にいじめがあるとすれば、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものとの認識でおります。

そのような認識のもと、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないという基本的な考えに基づいて指導を進めてまいったところでありまして。そのような取り組みを進めている中で、今回の法案であります。

この法案をどのように受けとめたかであります。法案の趣旨は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにしたものと理解しております。

この法案を機に、従前から取り組んできました指導や体制をいま一度見直しながら、法の趣旨を踏まえ、子どもたちが通う学校が名実ともに安全で楽しいものとなるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 法律の施行に伴いまして、教育長としての今の御意見を伺いました。学校は、安全で楽しい場所ではなくてはならない。また、この法律におきましては、総合的ないじめ防止を推進するための法律であるというふうに理解をしているところでございます。

この法律の施行に伴いまして、教育長として各学校への通達はどのように、いつされたのかということをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 文部科学省から本法案の公布の通知文が7月17日、愛知県教育委員会を通しまして幸田町教育委員会に届いたところでありまして。各学校へは、通知文と本法案の全文を送付し、周知徹底を図っているところでありまして。

まず、本法案の趣旨を徹底し、あわせて学校の実情に応じた基本方針について、現在取り組んでいることの整理、見直しを指示してまいりたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 7月17日に県の教育委員会のほうから町に通知文等がおろされたということで、各学校には、この法律の全文が送られて、基本理念もあわせて、この法律に基づきまして、今後、学校内が安全で楽しい場所にさらになっていくのかなというふうに思うところがございます。

このいじめ防止対策推進法の第1章では、地方公共団体の責務といたしまして、第6条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。

また、第2章の第12条で、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、いじめの防止等のいじめのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である「地方いじめ防止基本方針」の策定を努めることというふうになっております。これは努力義務でございますが、本町では地域いじめ防止基本計画の策定の考えはどのように考えておられるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 本法案におきまして、いじめ防止基本方針は、国及び学校は策定の義務があり、地方公共団体は定めるよう努めるものとする、このように定められているところでもあります。

国におきましては、この9月の施行に向けまして、現在、いじめ防止基本方針策定協議会を設け、8月13日、第1回の会議が開かれたと聞いております。

今後、同協議会において検討が重ねられ、9月施行に向けて文部科学省からいじめ防止基本方針の具体的な内容が示されると聞いています。

教育委員会といたしましては、今後、文部科学省の示した内容、県教育委員会の方向性を踏まえながら、地方いじめ防止基本方針、これらのことにつきまして、基本的な考えをまとめながら各学校に示す予定であります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 国のほうももうそろそろきちんと基本方針というのも定められておられるのかなというふうに思っておりますが、今、教育長が言われたように、町といたしましても、地域いじめ防止基本方針というのを策定をされて、また学校のほうにもおろしていくという、そういう考えであるというふうに思います。

それでは、町といたしましても、この策定をしていくということでもいいのか、また取り組み方はどのような取り組み方、基本方針の策定への取り組み方はどのような取り組み方をしていく予定であるのかという、考えであるのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 基本方針につきましては、法律に示されておりますように、国及

び学校には策定の義務があり、地方公共団体は定めるよう努めるものと、このようになっているわけでありますが、各学校に基本方針策定を進めるように指導し、話をしていくに当たりましては、幸田町の基本的な方針がやはり必要であろうと、このように思うところであります。

それが、ここの法律で言う基本方針に当たるかどうかはともかくとしても、幸田町の教育委員会の考える基本的な考えは、整理しながら各学校に伝えていきたいと、このように思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、町として基本方針をきちんとした上で、また学校等におろしていただきたい、そういう取り組み方をしていただきたい、そういうように思うところであります。

また、このいじめ防止対策推進法は、千葉県柏市におきましては、このいじめ防止対策推進法などを補うということで、市児童虐待及びいじめ防止条例をことし6月に成立をいたしました。その中で、この地域いじめ防止基本方針の策定と、その公表を義務づけるということで、この条例は明記をされております。

本町といたしましては、地域いじめ防止基本方針は策定をするということで今お聞きをしたわけでありますが、その公表はどのようにされるお考えであるのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 先ほども申し上げましたように、町としていじめ防止基本方針の策定をどうするかにつきましては、今後検討を進めたいと考えておりますけれども、基本方針とか、それに類する基本的な考え方をまとめた場合は、公表してまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、住民に公表していただきたいというふうに思っております。

それで、学校でのいじめ防止対策としては、複数の教職員や心理・福祉の専門家などで構成する組織も必要になってくるというふうに思います。

また、今後、防止対策としては、この法律にのっとりまして、きちんとした形の心理だとか教職員に対して、また子どもに対しての心理・福祉の専門家などがきちんとその学校等に入っていただいて、防止対策を進めていくという、そういう組織を設けるというふうにも条例ではなっておりますが、その辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、今年度であります、昨年、このいじめ対策の質問もさせていただきました。そして、本年度、町としてこのいじめ対策の防止対策などで町独自の対策をこういうふうに取り組んでいるというものがありましたら、お聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校には、全教員によって構成をされております、いじめ・不登校等の対策委員会を設置をされておまして、いじめ等の問題行動に迅速に対応したり、

いじめ防止の方策を検討したりしているところでもあります。スクールカウンセラー等の臨床心理の専門家との連携をさらに深めていけるように検討してまいりたいと考えております。

本町独自のいじめ防止対策、今年度ということをございしましたが、今年度と申しますよりも、既に取り組んでいる本町独自のと申し上げていいかと思いますが、その取り組みについてであります。

各学校の対応に加えまして、教育相談室の相談活動があるわけでありましてけれども、本町の教育相談室4名の心理士と相談員は、相談室で相談に応じるだけではなくて、各学校を計画的に巡回し、きめ細かく先生や保護者、子どもの声に接しております。相談員との面談が、いじめの早期解決につながったという事例も聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、スクールカウンセラーのお話が出ました。昨年も、たしか教育相談室4名、またその教育相談室から出まして各学校に巡回をしていく。その中で、いろんなお話を聞き、また対応を考えていく。その中でいじめ防止も確かに未然に防いだということもお聞かせをいただきました。

ぜひとも、今後とも幸田町の子どもたちが教育相談、またさまざまな声をしっかりと受けとめる場所、受けとめる人、それらの人たちをつくっていただきたいと、そういうふう思うところがございます。

次に、いじめ防止対策推進法の第14条では、地方公共団体は、関係機関との連絡を強化するために、学校、教育委員会、児童相談所、警察、その他の担当で構成するいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるというふうにも示されております。この本町の考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 法に示されたいじめ問題対策連絡協議会につきまして、今、議員おっしゃられましたように、地方公共団体は置くことができるとなっております。

幸田町には、現在、学校、教育委員会、児童相談所、人権擁護委員等、関係諸機関の関係者により構成をされておりますいじめ・不登校対策協議会が設置をされております。

法に示された連絡協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局などを構成員とすると例示がされており、本町における協議会と構成員において重なる部分もございません。協議会の担う役割等を精査をし、新たに設置するかどうかも含めまして、関係部局とも調整し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、教育長が言われましたように、今回の連絡協議会というのは、警察、法務局、それぞれの立場の人もその協議会に入ってくるという、そういう協議会かというふうに思っております。必要に応じまして、ぜひとも素早い対応をしていただきたいというふうに思うところでもあります。

地域社会の総がかりでいじめ根絶に取り組む体制づくりが大切だと思っております。先ほども質問が出ました、子どもたちがいじめられていても、じゃあどこへ言っていったらいいのか、その場所がなかなか明確にならない。確かに、いろんな組織もあります

し、学校もきちんと相談窓口はできているかというふうには思っているわけですが、なかなか見にくい部分というのがあるのではないかなというふうに思っております。

ことしの7月に国立教育政策研究所が発表をいたしました。毎年発表されておりますが、2010年から2012年の3年間のいじめに対する調査によりますと、小学生の約9割がいじめの被害・加害をともに経験した結果というふうになっております。

先ほど来、教育長も言われました、今ここでこういう時間のときでもいじめが起こっているかもしれない。本当にそのとおりだというふうに思っております。9割が被害者・加害者の立場であるということは、ほぼ全員がこういう立場になっておるわけでございます。この結果から、学校現場だけでなく、今以上にやはり保護者、地域が一体となって子どもたちを守っていく体制づくり、いじめをなくす体制づくりが必要であるのかなというふうに思っております。

問題が起きたときは、教育委員会、また学校、家庭、地域と協力して、子どもたちを守っていききたいというふうに思います。そのための協力や情報の共有、ここでこういう話が出たよ、例えば教育委員会で話が出た、教育相談で出た、また学校にもこういう話があった、そういったときの情報の共有の仕組みづくりをやはり積極的に整えていっていただきたいというふうに思うわけですが、現在、この情報の共有の体制というのはどのようになっているのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 子どもの健全育成のために学校と地域が連携し、協力して子どもを見守っていくということは、まことに大切なことであると思っております。各学校においては、PTAとか、その他各関係機関と連携をとりながら、必要な情報の共有を進めているということでもありますけれども、町全体といたしましても、PTA連絡協議会とか、青少年健全育成地域推進員等、学校の情報を地域の方々と共有する組織はございます。

いじめにつきましても、学校、家庭、地域の連携は大切なものと考えておりますけれども、いじめの対応につきましても、その性格上、学校と家庭の個別対応による部分が多く、地域との情報共有は、いじめ防止のあり方とか、あるいは今議員が言われました、いじめをなくすこと等が中心になるものと考えております。

いずれにいたしましても、いじめ等問題行動の未然防止や早期解決のために、さらに地域との連携を強化し、情報共有の場をふやしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） いじめの内容等もありますので、やはり地域ではなく団体等で情報共有というのは難しいところもあるかというふうに思いますが、地域から上がってきた、そういう情報等はしっかりと共有をしていただいて、対応していただきたいというふうに思います。そして、いじめは絶対にあってはなりませんので、その辺の子どもたちが本当に安心して学校生活を送れるような、そういう体制づくりをさらに努めていっていただきたいというふうに思っております。

次に、昨年末、大阪市で部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺が発生をいたしました。この問題をきっかけに、全国では教員からの体罰というのが表に出てまいりまし

た。今質問をいたしました学校内のいじめをなくそうと対応している中での、この体罰問題でございました。本当に私もこれを聞いたときに、ショックを隠し切れないものでございました。文科省のほうは、ことしの3月、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」との通知を出しております。通知に対して教育委員会として対応をどのようにされたかということ、まずお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 文部科学省からの通知は、平成25年3月26日に各学校に送付し、周知徹底を図っているところであります。

教育委員会は、あらゆる機会にあらゆる方法を基本に、体罰の禁止を含めた不祥事防止の徹底を図ってまいりました。校長会議などを初め各会議において、それぞれの立場で通知の趣旨が徹底されるように指導を行ってきたところであります。

また、全小・中学校で実施される学校訪問において、愛知県教育委員会発行のリーフレット「信頼される教職員であり続けるために」を活用した全教員対象の研修も行っているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 先月、8月9日ではありますが、文科省は平成24年度の全国の国公立小・中学、高校などで体罰を行った教員が6,721人、前年度比でありますと、これは国公立のみだそうでございますが、平成23年度の公立のみでは404人と比べてかなり激増している実態を公表をいたしました。

体罰の内容は、中学校が最も多く2,805人、高校が2,272人、小学校が1,559人で、被害を受けた児童・生徒は計1万4,208人にのぼっているという公表をされました。

愛知県でも、教職員の聞き取り、児童・生徒や保護者にもアンケートを実施したようでございます。県・町の実態をお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 平成24年度における愛知県の体罰の件数は、小学校から高校までで154件、体罰に遭った児童・生徒は、小学校81人、中学校103人、高等学校179人、計363名であります。

また、町内の発生件数は1件、平成24年11月でありましたが、体罰に遭った子どもにけがはなく、子どもの家庭にも十分説明と謝罪を行い、御理解をいただいております。

なお、体罰をした教員、これは正規教員ではなくて非常勤の講師でありましたが、その教員及びその校長に対しましては、厳重な指導と処分を行ったところであります。

平成25年度は、8月末現在において体罰の報告はありません。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、愛知県の報告もお聞かせを願いました。愛知県では、全体で、小・中・高で369名の方が体罰に遭われたということでございました。幸田町は、11月に1件ということで今お聞きをしたわけではありますが、この1件は小学校であったのか、中学校であったのか、もしできればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） この件につきましては、小学校であり、授業中のことであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 小学校で1件、中学校ではゼロだよということで、今、お聞きをしたわけでありまして。

幸田町では、いつどのような形で教職員の聞き取り、また児童・生徒や保護者のアンケートをいつ行ったのか、また児童・生徒は全員、保護者も全員かというふうに思うわけでありまして、いつどのような形でアンケート調査をやられたかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 本町におきましては、平成25年2月、県教育委員会の指示に従いまして、校長が教職員から体罰についての聞き取りを行っております。また、児童・生徒や保護者からは、各学校で行っている生徒指導のアンケートや面談、学校評価アンケート等を用いて実態を把握をしているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 教職員の方には校長から聞き取りをし、また保護者、また児童・生徒の場合には、さまざまなアンケートを通じてお聞きをしたということでございます。

それでは、教育相談室にはいじめの相談はあるかというふうに思いますが、この体罰に関する相談があったかなかったか、またあれば件数等をお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 教育相談室は、平成24年度、適応指導教室の指導を含めて928件、児童・生徒・保護者・教員に対応してまいりました。教育相談の内容としては、不登校、発達上の問題が主でありまして、体罰の相談はありませんでした。

なお、平成25年度であります、8月末現在、体罰の相談はないと聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 体罰の相談は1件もなかったということでございます。

体罰は、学校教育法第11条で禁止をされております。決して許される行為ではありません。ことしの初めでございますが、高校駅伝の強豪として知られております豊川市にある高校の監督が部員に体罰をしていた実態が明るみに出ました。部活での成績本位の体罰とも受けとめられるような報道でもありました。体罰に対する認識の違いがあったのか、教員は子どもたちのためとの思いか、向上心を持たせるために体に教えたとかという報道もされておりました。しかし、子どもたちは人前で教師から殴られれば、自尊心は傷つけられます。また、やる気もなくなります。何よりも子どもたちの心に深刻な悪影響を与えてしまいます。教職員等が体罰に対する正しい認識を持つことが私は大切ではないかなというふうに思っております。体罰の予防に向けての指導・研修はどのようにされているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 本町においては、校長会議を初めさまざまな会議等におきまして、体罰の禁止が徹底されるような指導を行っております。

また、町内の全教員には、県教育委員会が作成をした教員研修の手引が配付をされ、常日ごろから研修の資料として使っております。その中に、体罰は絶対にしてはならない。指導に当たり即効力としての期待感から熱意のあらわれという表現で黙認することは、厳に慎まなければならないとあります。この教員研修の手引の内容を確認しながら指導や研修を進めていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 指導・研修もきちんとなされていっていただきたいというふうに思います。

それから、小学校では、この体罰の実態というのは、授業中の教室の中での体罰が多いというふうに言われております。また、中学・高校は部活動中が多いというふうに言われております。

先ほどお伺いいたしまして、本町におきましても、やはり小学校で授業中ということでお伺いをしたわけでありますが、全体的には、やはり中学校は部活動が多いということも言われております。部活動の指導体制というのは、今後とも私は今まで以上に、やはり体罰についての子どもを叱ったりだとか、大声を上げたりだとか、たたいたりだとか、そういうことが行われてはならない。そのことによって部活の成績が上がるということで比例はしていかない。このように思うところでございますが、この中学校の部活動への指導体制というのは何かされたのか、今までどおりであったのか、その辺についてもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 本町の各中学校の部活動におきましては、複数顧問性を採用して、安全確保に努めるとともに、生徒個々の技能や体力に応じたきめ細かな指導の推進、あるいは行き過ぎた指導の防止などがなされるように配慮しております。

また、校内においては、部活動顧問者会を開いて、互いの情報交換を行い、適切な部活動運営がなされるような体制を整えているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 部活動では、複数の顧問性を引いて、一人ではなくさまざまな目から行っているということでございます。

先ほどの豊川の高校でも報道をされておりました。わかっている、見ても、見ぬふりをしてしまった。見ても言いづらかった。それが私は現状ではないかなというふうにも一つは思うところでございます。だから、複数だからいいという問題では私はないのかなというふうに思っておりますので、やはり体罰はエスカレートしては絶対いけませんし、ましてやあってもいけない問題でございますが、やはりこの辺の体罰を行っていたら、必ず話をする、相談をするという、やはりそれもしっかりとした体制づくりも私はしていただきたいというふうに思います。

体罰を行う教員というのは、ほんのわずかだというふうに思っております。本当に先輩の教員の方がそういう行動をされても、なかなか後輩の教員の方は言えないのが実態ではないかなというふうに思っておりますので、やはりしっかりと相談しやすい、相談できる体制を、また相談に来なくても聞いていただく、その体制も必要ではないかなとい

うふうに思っております。

それから、教育現場におきましては、子どもたちの指導などで、特定の教員一人で悩んで抱え込むようなことが決してないようになっているように思っています。教職員が積極的に相談できる体制というのが必要ではないかなというふうに思います。

でありますので、やはり教職員が個別に相談できる窓口を広くしていただきたいというふうに思うわけですが、その教職員の相談体制というものの今後の窓口の広くする体制づくりというのはどのように考えておられるかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 町内の各学校におきまして、いじめや不登校、生徒指導など、さまざまな問題に対して組織的に対応でき、また相談できるような体制づくりを進めてまいりました。

教員の相談といたしましては、やはりそれぞれの学校の職員集団が校長を中心として気軽に相談ができるような、そういう体制づくりが何よりも大事かということをおっしゃいます。

さらに、専門家に相談できるよう、県費であります、スクールカウンセラーを中学校には各校1名、小学校には町全体で2名配置をしております。町単独といたしましては、町教育相談室に室長1名と臨床心理士等の資格を持った相談員4名を配置し、現場の相談に当たっているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 学校現場が私は萎縮してはいけないと、そういうふうに思うところでもあります。しかし、人命にかかわることであれば、やはり体を張ってでも子どもたちに教えなければならない。その中で、学校は全ての児童・生徒にとって安全で安心な場所であるべきだというふうに思っております。

教育長は、昨年9月のいじめの質問に対しての答弁でも言われました。弱い者に手を上げる行為は人間として絶対に許されないことであるという認識でおります。そのことを大人たちがあらゆる場で子どもたちに伝え、わからせることが大切であるというふうに言われております。ぜひとも、教育長のお言葉が各学校の校長、またその学校の職員、教員の方々まで隔々まで届きますことを願うところでございます。

私は体罰というのは、本町でも数年前でございしますが、相談を受けまして、ありました。認識はしております。また、行為を見たことも現実にございます。これは数年前でございします。この本当の数年前に体罰の認識をしたときには、私も教育長のもとへ相談に行きました。そしてまた、教育長は相談に応じてくださり、また素早く対応して下さったおかげで、その生徒は無事に学校を卒業されたという、そういう事例も知っております。

でありますので、やはりこの体罰、いじめもそうですが、体罰というのはなかなか表に出てこないものが現状ではないかなというふうに思います。しかし、その体罰を受けた子どもの心というのは、私は一生奥深くまで残っていく、またそのときの学校現場の

対応はどういうふうにしたのかということ、子どもは大人の行為、大人の対応・対策を子どもの目で見ているのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりと、このいじめ・体罰、絶対あってはならない、私たちの幸田町の子どもたちが健やかで安全で教育が受けられる、そういう教育現場をさらにつくっていただきたいと思います。これを要望をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、夏季の猛暑対策についてお伺いをいたします。

ことしの夏も記録的な猛暑が続き、8月中旬の平均気温は全国的に平年を2度以上上回り、東日本と西日本では、統計史上1位の暑さでもございました。中でも、高知県の四万十市では、国内観測史上最高の41度の史上初、また3日間連続の40度を越えたという報道もございました。

そのほかにも、山梨県の甲府市では40.7度、群馬県の館林市では40.1度、また私たちの近隣の多治見市では39.5度という、日最高気温を記録をいたしました。名古屋市でも、8月22日には38.4度、ことし一番の暑さを記録もいたしました。

この暑さで熱中症患者は増加し、高齢者が自宅で死亡したなどという残念な報道もございます。町としてもさまざまな形で熱中症対策を呼びかけておられますが、この暑さももう少しではないかなというふうに思っております。

子どもたちは、小学校・中学校の普通教室には扇風機が設置をされ、安心して授業を受けているのかなというふうに思っておるところであります。

平成23年9月にミストシャワーの設置の質問をさせていただきました。そして、昨年でございますが、幸田中学校で校舎から運動場に出る場所にミストシャワーが設置をされました。ミストシャワーは、水を霧状に噴射をいたしまして、気化熱で周囲の気温を下げる役割をし、子どもたちの熱中症対策としての効果があるものでございます。サービスエリアとかイベント会場などでは当たり前のように設置をされておりますし、私もミストシャワーの設置してある場所へ行きますと、必ずその前を通過して熱中症予防を心がけている一人でございます。幸田中学校でのミストシャワーの稼働時間、また評価・効果はどのようにお聞きかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） いじめや体罰について御質問をいただきました。

いじめを考えることは、子どもの人権を守ること、そのものであると思っております。また、体罰についてであります。体罰は、学校教育法で禁止されていますが、法律以前のこととして、体罰による指導は教育の敗北であると思っております。

子ども社会は、大人社会を映す鏡と言われております。まず、大人たちが範を示し、しかる後にどこまでも子どもを守りながら、安全で楽しい学校生活を送れるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幸田中学校に設置いたしましたミストシャワーの関係でございますが、先ほど議員からの御質問のように、今年の4月、夏季の猛暑対策、また屋外での熱中症対策といたしまして、ミストシャワーを幸田中学校に試験的に設置したところでございます。

その評価でございますが、ミストシャワーの稼働時間につきましては、特段の制限は設けておりません。適宜、体育授業や部活動に使用するなど有効な活用をしていただいております。

また、評価でございますが、設置当初は、本当に涼しくて心地よいといったような言葉を生徒たちからも感想も聞かれ、体温上昇抑制、そしてクールダウンといったことで、大変効果があるということを学校からは評価をいただいております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、試験的に幸田中学校だけでこのミストシャワーを稼働しているわけでございますが、ほかの中学校、また小学校等の要望もあるかなというふうに思うわけであります。

ミストシャワーというのは、水道と直結しているために、電気料もほとんどかかりませんし、周囲の気温も2度から3度下がるというふうに言われております。子どもたちの熱中症予防には私は大変効果があるかなというふうに思っておりますが、ほかの未設置のところの中学校、また小学校への設置を要望するものでございます。お考えをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現在のところ、小・中学校からのミストシャワー設置の要望はございません。しかし、幸田中学校で設置後2年目となります。若干の課題も見つかりまして、蛇口からの給水直結でございますので、また方法も簡易な方法であります。頻繁な蛇口、噴射口ですね、こういったところの詰まりも発見されておまして、清掃等調整が必要なものもなっておりますので、今後、いろんな方策をとって、こういった検討課題、これにも対応していきたいと考えております。こうした実績を生かしまして、今後、学校と熱中症対策には取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 直接の学校からの要望はないということで今お伺いをしたわけですが、子どもたちはミストシャワーがあることによって体温も下がりますし、ましてや熱中症予防には私はすごく効果的であるかなというふうに思っております。

確かに、課題も今見つかったということでございますが、課題も、どんなことでもありますが、課題はどこにもつきものかなというふうに思いますので、しかし子どもたちの熱中症予防に対しては私はほかの学校にも必要ではないかなというふうに思っております。

そして、また中学校は部活動等もございます。部活動の活動する場所もさまざま広範囲にわたってくるかというふうに思いますので、できれば外の部活動をする近くに私はもう1カ所ぐらい設置をしてもいいのではないかなというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

また、保育園等には、今、4カ所設置をされているというふうにお伺いをしておるわけですが、その4カ所の稼働時間、また評価・効果等を、保育園名もお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほども答弁させていただきましたように、近年の熱中症対策は、ハード面、そしてまたソフト面でも大変必要な状況になっております。

今後の設置場所への御提起でございますが、これにつきましても、学校と今後調整をいたしまして、効果的な熱中症防止、対応ができますように検討してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育園の関係でございます。

4園設置がございます。大草保育園、菱池保育園、幸田保育園、豊坂保育園、この四つの保育園で設備をしてございます。

稼働時間につきましては、特段、何時から何時といったような決めはしてございません。子どもたちが外で遊ぶときに利用するというところでございます。

効果としては、視覚的、また触覚的に涼を得られる、涼しさを感じるということでございます。

評判につきましては、利用する先が園児でございますので、設置をしたときには、物珍しく、霧みたいだとか、涼しいだとか、そういう子どもの意見はございました。ただ、時間がたつに連れて、遊ぶほうに夢中になってしまうという状況ではございますけれども、そういった状況です。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも、学校に関しましては、効果等も検討していただいて、設置をしていっていただきたいというふうに思います。

また、保育園でございますが、今、4園設置をしているということで、評判等は、子どもでございますので、物珍しい、確かに新しいものがつくると、喜んでそこへ行くのかなというふうに思います。しかし、効果は私は大きいのかなというふうに思っておりますので、ほかのほうの園への設置はどのように考えておられるかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、熱中症は室外だけで起きるものではなく、室内でも起きるというふうに言われております。学校の体育館は、体育の授業や部活動、またさまざまな行事で利用回数も多くあるというふうに思っております。体育館は、空気がこもりやすく室温も高くなります。熱中症対策として体育館に扇風機を導入をしていっていただきたい、その要望でございますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 設置をしていない保育園につきましては、子どもが外で遊ぶときには必要という認識はございます。ことしについては、暑さもかなり和らいできた状況であります。来年の設置になるかどうかわかりませんが、その導入については、各保育園、建物の形状や事情が異なります。各園で設置するかどうか、また設置する場所等については、現場の判断に任せていきたいというふうに思います。

先ほど言った4カ所の保育園につきましても、ある保育園では、木の枝にぶら下げて利用をしたり、それから仮設ではございますけれども、玄関で使用したり、そういった

いろいろさまざまな使用方法がございますので、設置等につきましては、現場の判断で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員御指摘のように、学校の体育館においても熱中症となる可能性はあるわけがございます。各学校におきましては、熱中症対策といたしまして、毎年6月から9月の4カ月間、熱中症指標、WBGTと申しますが、この計測を行っております。

計測した数値につきましては、教職員や児童・生徒の目に触れやすい場所に大きく表示をしたり、また校内放送によって全校に伝えたりすることで、熱中症に対する注意喚起を行っております。

また、体育の授業や部活動においても、適度に水分補給、塩分補強といったものを行い、適切に休憩をとるなど、熱中症には十分備えておるところでございます。

こうした備えのおかげをもちまして、この夏、大変暑うございましたが、熱中症による救急車搬送等の報告は1件も受けておりません。

議員御提案いただきました扇風機につきましても、有効な熱中症対策の一つであると考えておりますので、導入につきましては、今後、検討させていただきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 保育園のミストシャワーの設置に関しましては、本当に園児たちが一番集まる場所、また喜ぶ場所等を考えて設置をしていただきたいというふうに思います。

それから、体育館の扇風機でございますが、扇風機と言いますと、ついつい天井からつるすという、そういう考えが浮かぶわけでありますが、この体育館の扇風機は、やはり授業や部活でボールが当たっても倒れにくいキャスター付きの床置き的大型の扇風機、そういうタイプの導入を検討していただきたいというふうに思います。

二、三万円で私が調べますとありますし、また移動が可能なので、体育館だけではなくて学校の中での移動も簡単にできます。また、避難所となっている体育館でございますので、ぜひとも導入のほうを御検討、また考えていただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 議員御提案いただきました大型扇風機の関係につきましては、熱中症対策につきまして、今後ともその方向について検討をしてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、志賀恒男君の質問を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました順に従いまして質問をさせていただきます。

最初は、「農業再起動の進捗状況について」というテーマで質問をさせていただきます。

御承知のように、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPへの参加並びに交渉が佳境に入っております。国益を守るという前提のもとでの交渉参加であります。

7月のクアラルンプール会議からの交渉参加や日米個別交渉の状況、そしてブルネイでのTPP閣僚会合での様子、これら連日、テレビ・新聞などで報道をされておるところであります。

しかしながら、交渉参加者以外は情報をほかに漏らしてはならないという規則によりまして、一向に具体的な内容が流れてまいりません。流れてくるのは、年内の妥結を目指し、10月大筋合意を目指すといった内容のものばかりであります。現在の幸田町の農業を考える上においては、私はTPP交渉とは関係なく、着実に、地道に農業再起動の施策を進めていくことが大変重要というふうに考えます。

大須賀町政が誕生いたしました3年前の9月の定例会で、先輩議員から、農業再起動の中身について一般質問がなされました。私は、過去3年間の農業再起動の成果と今後の施策について質問をしていきたいというふうに思います。

まず最初に、過去3年間の取り組みの主なものについて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 過去3年間でございますけれども、4項目ほどになります。

一つは、幸田町単独の制度といたしまして、平成23年4月から産業活性化支援事業補助金制度を開始しております。この事業は、農家及び農業者団体による農産物の加工、販売及び包装の規格や栽培に係る新技術の導入、販売促進のための各種資材の開発、新品質の導入などに取り組むために、50万円を限度に事業費の2分の1を補助するものでございます。

二つ目でございますけれども、国の制度に基づく制度ではございますけれども、農業支援の対象者を明確にするため、人・農地プランの策定の取り組みです。事業融資制度を初め農業支援を具体的に行うため、支援する対象者を位置づけるものでございます。

三つ目でございますけれども、青年就農給付金給付制度を平成24年12月に要綱を制定し、45歳以下の青年の新規就農者に年額150万円を上限に交付する制度でございます。

四つ目でございますけれども、農地集積協力金交付制度です。これは、農業従事者の高齢化等による耕作が困難になった農地等を地域農業の中心となるオペレーター等の形態に農地を貸すことにより、農地の集積が円滑に進むための制度であります。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 四つの主な項目ということで、今、説明をいただきました。町独自

のもの、国と連携したもの等、いろいろな取り組みをしてきたということは理解をいたしました。

しかしながら、重要なことは、取り組んだ結果として、その内容とその成果といったものが数値的にはどういうふうになってきておるのか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） それでは、まず産業活性化支援事業補助金制度の成果からお話したいと思います。

販売向上を目指すため、イチゴなどのソフトパッケージと桃贈答品用の容器の開発、使用農薬の低減を図る桃の環境負荷低減等の研究、ズッキーニの新規農産物の取り組み等が図られました。内容につきましては、平成23年度に8事業、24年度に6事業の計14事業、290万5,000円を実施しております。

次に、人・農地プランの策定の取り組みでございますけれども、今後の地域の中心となる経営体として、認定農業者のうち45名を選定しております。

青年就農給付金給付制度では、平成24年度は、制度創設当初ということもありまして実績はなかったものの、25年度、本年度につきましては、2名の青年新規就農者への支援220万5,000円を予定しております。

農地集積協力金交付制度では、米の生産調整で早くからブロックローテーション制度を取り入れておりましたので、利用権設定に積極的に取り組んできているだけに、平成24年度においては実績はありませんでしたが、平成25年度では2件の取り組みを予定しております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 徐々にではありますが、成果の芽が出始めたところかなといったところと認識をいたしました。今後も、引き続きこういった活動を積極的に取り組んでいただけるといふようなことを期待をしたいというふうに思います。

続きまして、農業と言いますと、幸田町内の農業は現在どんな状況なのか、右肩上がりなのか、横ばいなのか、右肩下がりなのか、大変気になるところであります。幸田町全体の農産物の、あるいは畜産物の生産出荷額、言いかえますと、地場産物の売り上げの推移、あるいは出荷額の推移といったものはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田町の農協生産部会の内容でございますけれども、野菜・果実部門で9部門ございます。出荷販売額の多いイチゴ・柿・促成なすについてちょっとお話をしたいと思います。

イチゴにつきましては、平成21年度で5億4,373万円の売り上げがございました。平成24年度では、5億2,530万円と、マイナス3.3%でございました。

柿につきましては、平成21年度1億4,990万円、平成24年度1億8,340万円と、プラス22.7%でございます。

促成なすに至りましては、平成21年度1億2,334万円が平成24年度1億1,911万円と、マイナス3.4%となっております。

なお、農作物につきましては、天候や生育状況によって波があり、年によってかなりの増減がございます。これら21年からずっと24年まで見てみますと、おおむね横ばいで推移していると言えるのではないかと思います。

農家の高齢化が進む中で横ばいの状態を保持しているのは、農家の皆さんの日々の御努力の結果だと思います。また、柿につきましては、選果場の改修など機械化により、農業の効率化等が図られた結果とも考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま説明をいただきまして、ほぼ横ばいであるということであります。

少子高齢化が進む中で横ばいというのは、ある程度施策の成果が織り込まれておるのではないかというふうに思いますが、さらなる努力が必要だな、あるいは継続が必要だなというふうな印象を持ちました。

そうしていきますと、次なる手が必要だというふうにも考えるわけでございまして、食料・農業・農村基本法という法律があります。この法律のもとで、農林水産省は平成22年3月に食料・農業・農村基本計画というものを策定をいたしました。その中で、地産地消の推進に関しましては、このようなことが書かれております。「生産者・農業関係団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者等との連携を通じた地場農産物の利用を拡大するため、安定した納入体制の構築を推進する」というふうになっております。そこで、地産地消の現状についてお聞きをいたします。

学校給食などの購入金額の推移は、過去3年間でどのように推移をしてくるのでしょうか。また、その購入比率は何%になっているのか、お答え願います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 学校及び保育園給食におきまして、年々使用量を増加させ、地産地消の充実を図っておりますけれども、幸田町の農業は果樹中心であることから、ナス、イチゴ、梨、豚肉以外の農産物につきましては、西三河産、愛知県内産となっております。

学校給食では、青果物の購入額でございますけれども、平成20年度に幸田町産の購入額は35万1,000円で2.9%でございました。平成24年度に至っては、111万7,000円となり、5.9%と約3倍となっております。なお、これにつきましては、青果物ということで、米は入っておりません。米につきましては、全量幸田町産を使用しております。

また、保育園では、豊坂、大草、菱池、深溝の4保育園のデータではございますけれども、平成23年度の給食材料購入率は3.4%、愛知県産で言えば46%を占めている状態でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 幸田町産については、1桁台のパーセントですというお答えでございましたけれども、幸田町の得意とするナス、イチゴ、梨等、果物類が比較的多いとい

うことで、一概に低いというふうに決めつけるのはという気もいたしますけれども、次の質問に移る前に、もう一つ確認をさせていただきたいと思います。

現在の平成24年度で111万円、5.9%という数字について、どのような町として印象をお持ちなのか、素直な気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 5.9%が青果物のみということで、幸田の産物から地産地消で多くのものを出すというのは、なかなか難しいものがございます。今後は、学校給食等の献立の中で旬の野菜となるべきものを取り入れていただけるような方策も必要ではないかと考えております。献立が先ではなく、旬の野菜、取れ高を、いつ何がとれるかによって献立を考えていただければ、もう少しパーセントが上がっていくのではないかとこのように考えます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ここに農林水産省生産局技術普及課が平成23年7月に発行した資料がございます。題名を読み上げますと、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）の策定に向けて」ということで、副題としまして「6次産業化、主として地産地消等の都道府県及び市町村担当者向け説明資料」というふうに書かれております。この市町村担当者向け説明資料について、町としては承知をしておられますでしょうか、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） これにつきましては、担当部局として当然資料は持っております。

なお、内容につきましては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の第3章「地域の農林水産物の利用の促進」を具体化する国の施策にかかわる概要でございまして、指針に基づき市町村に促進計画の策定を進めるように示されたものと理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 中身を読みますと、市町村担当者がきちっと行政として反映できるように、なかなか詳しく微に入り細に入り書かれております。

その中で、先ほど答弁がありましたけれども、地産地消の促進計画を策定するように求められておりますということで、町として策定計画をきちっとつくられたのかどうか、いつつくられたのか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 御指摘の資料で市町村に求めている促進計画でございますけれども、こちらにつきましては、努力規定と理解しております。

幸田町におきましては、同趣旨の内容を含みます幸田町食育推進計画を策定しておりますので、促進計画につきましては策定しておりません。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） おっしゃるとおりであります。努力規定であります。努力規定であります、それではことしの3月に第2次幸田町食育推進計画というものが平成25年

から平成28年度版ということで策定をされております。

この中を見てもみますと、給食などへの地場産物利用のための体制・条件整備ということで、地産地消の仕組みづくりを行い、地域で生産、収穫された農産物を最大限に給食などに活用できるよう安定した供給体制の確立を目指しますというふうにはっきりと書かれております。具体的に今後、どのような内容で、どういった計画になるのか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 地産地消の関係で、地域のものにつきまして、収穫されたものにつきましての使用につきまして、学校給食及び保育園で今後どのように使用していくかということが記載してあるわけございまして、地場産物の使用につきまして、学校給食では、幸田町産を平成23年度5.3%であったものを平成28年度に7%に、県内産を37.2%であったものを40%にするものでございます。

また、保育園につきましては、町内産3.4%を10%、県内産45.6%を70%に引き上げる目標を定めておるものでございます。

また、肉につきましても、幸田町産・愛知県産おのおの目標値を掲げておるものでございます。

それにつきまして、県内産を含む地場産の農産物の発注、メニューへの取り組みに努力していただきます。

また、生産者側でございますけれども、先ほどお答えしました四つの取り組みを引き続き行うもので、農業の就農者の確保、安定経営の支援、新規作物開発の支援等、各種の制度を活用し、農協、農業改良普及所とともに連携を密にしていくものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 具体的な目標を持ってみえるということがわかりました。

学校給食での地場産物の利用割合というものを国の求めている第2次食育推進基本計画では、30%以上とするという目標を推進してきたということで、各市町村でも30%以上を目指しなさいということでございますけれども、じゃあどの範囲を地場産物と見るか、幸田町だけなのか、先ほど答弁のありました県も含めての県内のものも地場産物というふうにみなすのか、その辺の考え、それから愛知県内ではもう30%以上を目標として40%前後になっておるということで、もうそれでよしとするのか、その辺の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 先ほど申しましたとおり、幸田町産だけでは、なかなか作付種目、生産量の状況から、30%というのは非常に難しいものがございますので、地場産物につきましては、幸田町を含む愛知県産として考えております。

平成23年度、先ほど申しました学校給食の関係でございますけれども、購入額のベースで、青果物につきましては37.2%、肉については36.1%でございますので、それは30%を意識した取り組みになってきております。

また、今後につきましても、先ほど食育の関係で、28年度までにこの数値を上げていくという目標になっておりますので、30%以上を今後も維持し、引き上げる努力を

していくということになるかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 農林水産省は、学校給食の取り組み事例ということで、富山県砺波市の取り組み事例というものを紹介しております。それによりますと、学校給食センターは、農産物の納入時期、年間使用予定量を含めました規格表というのをつくります。生産者は規格表を参考にして年間の栽培計画を検討して、学校給食センターの品目別使用見込みをもとにして、納入品目を生産し、また拡大し、取り扱い金額もふえているということであります。幸田町においても、このような生産者が年間の納入に向けて作物づくりの計画を立てることによって納入金額をふやすことができるのではないかと、あるいは地産地消の納入割合をふやすことができるのではないかとというふうに考えますが、こういう計画を、規格表をつくることについての考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田町の現状としまして、先ほどから申していますように、幸田町産の農産物だけではなかなか学校給食の求めるだけのものが難しいという現状でございます。

こちらの砺波市の学校給食センターでございますけれども、こちらの先進事例を参考とさせていただいて、幸田町に合った体制について、また調査・研究を行っていきたくと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ぜひ、先進事例を参考にされて、幸田町のユニークな調達活動につなげていただければというふうに思います。

続きまして、幸田町内には、大企業の工場が幾つかあります。デンソーの幸田製作所、ソニーイーエムシーエス、そしてフタバ産業等、合計で従業員は5,000人以上になるかというふうに思いますが、給食需要としては膨大なものだというふうに思います。

幸田町の小・中学生の合計は、平成24年時点で3,660人です。私は、幸田町内の企業にも働きかけをしまして、企業の、あるいは工場の社員食堂において地産地消をもっと積極的にという働きかけをすべきだというふうに思いますが、町の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 大企業に対しての給食でございますけれども、こちらにつきましては、うちの担当課としましても同様な考えがございまして、平成22年ごろ、町内の社員食堂施設を持つ大企業に協力の働きかけを行いました。しかし、大企業があるがゆえに、給食部門が他の企業に委託されているということで、材料仕入れ等に企業側からなかなか指示ができないという回答でございました。当然、給食受託業者につきましても、地元産を利用していただけるとは思いますが、依頼することにちょっと限界があるということでございました。

しかしながら、そこで食べられる人数も多いことですので、大企業に限らず、食堂施設を持つ事業所へ今後も同様な働きかけを行っていきたくと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 平成22年に大企業に協力要請をされたということでございますけれども、継続は力なりということでございますので、一度だけでなく二度、三度、あるいは毎年一度といったようなことで、継続して働きかけをしていただきたいというふうに思います。

次に、大須賀町長は、3年前に農業再起動の一例ということで、新しい農産物の開発・育成という言葉を使ってみえました。町長が3年前に言っていました新しい農産物の開発・育成は、今どのような形となって具現化されて、あるいは今後どのような形で具現化されるのか、どういった思いであるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 新しい農産物の開発・育成でございますけれども、産業活性化支援事業等によりまして、先ほど申しましたパッケージの関係もございまして、そのほかといたしまして、ブルーベリー苗の促進のためのラベルとか、先ほどズッキーニの関係は言いましたけれども、イチゴにつきましても、とちおとめに加えて紅ほっぺの導入を行ってきております。

また、ぶどう部会につきましては、クイーンニーナ、シャインマスカット等の新しい品種を入れておりますし、特にナスにつきましては、促成なす部会、全員が生産統一を行いました通称とげなし美茄子等の開発も行っております。

また、この商品の関係では、以外でございますけれども、加工品といたしまして、従前から筆柿まんじゅうを筆頭に筆柿ワインやようかん、イチゴ、梨などのジャム等の幾つかの取り組みもされております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 具体的に少しずつではありますけれども、成果が出つつあるなという印象を受けましたので、引き続きこのような新しい農産物開発・育成という気概を持って今後の農業再起動がさらに大きく膨らむように期待をしたいというふうに思います。

次に、2番目の「新しい農業支援策の推進を」というテーマで質問をしていきたいというふうに思います。

農林水産省は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するために、青年の新規就農者及び経営継承者を大幅に増加させる必要があるというふうに判断をし、平成24年度から支援事業を開始をいたしました。先ほど若干説明がありましたけれども、支援の主な内容は、就農前後の青年就農者に対する給付金の給付や研修の助成、相談体制の整備など、多岐にわたっております。

先ごろ、平成24年度の青年就農給付金事業の実績が農林水産省から公表をされました。給付対象者は、全国で6,815人でありました。その給付対象者は2種類に分類をされております。

一つが、準備型と言われる都道府県の農業大学校や先進農家、先進農業法人などで研修を受ける青年就農者であります。全国で1,707人の方が見えます。最長2年間、年間150万円給付をされます。

もう一つが、経営開始型と言われる新規就農者であります。全国で5,108の方がお見えになりました。農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円支給をされます。

愛知県では、準備型の給付を受ける人が65人、経営開始型の給付を受ける人が111人お見えになります。合計で176人です。幸田町において、このうち何名の方がいるのか、お聞きをいたします。準備型と経営開始型に分けて、年代、男女別、農家か非農家出身者かも参考にお聞かせいただければと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） この事業は、平成24年度から取り組んだため、平成24年度につきましては、ゼロ名でございました。平成25年度につきましては、2名を予定しております。この2名の方ですけれども、2人とも30代男性で経営開始型でございます。1名は非農家、1名は農家出身者でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今年度、平成25年度で入って、まだ途中でありますが、2名の方が見えますということでございますけれども、この2名という人数について町としてどのような印象なり見解をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） この給付制度でございますけれども、前年所得が250万円以下であることなどが条件になっているため、新規就農者全員が支給対象になっているものではございません。

ですから、人数が適正かどうかちょっと難しいところでございますけれども、幸田町としましては、農業後継者となる新規就農者の発掘、またこの制度のPRについては力を入れていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 国の事業は、通例、いろんな条件をクリアしなければ給付が受けられないというようなことでございますけれども、給付を受けるには、町の窓口に来て相談に来る必要があるというふうに思いますが、今後、新規就農者がふえそうなのか、もうそのような傾向はないのか、その状況についてお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 新規就農者でございますけれども、平成24年度につきましては、先ほどの制度ではゼロ名ということでございますけれども、制度以外で新規就農者は4名、それと平成25年度につきましては、先ほどの2名を入れまして、5名の方が新規就農者を予定しております。年度ごとに見ますと、安定的には右肩上がりとはいかないものの、今後も新規就農者を希望される方の利用はあると考えます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 今、御回答をいただきまして、若干安心をいたしました。潜在的には、やはり今後ふえそうだなというような流れが読み取れました。

続きまして、2009年に農地法が改正をされました。この法改正によりまして、株式会社などの一般法人でも、遊休農地に限らず、農地の貸借がほぼ自由に行えるように

なりました。農林水産省の公表しております資料によりますと、改正農地法の施行後約2年間で新たに全国で677法人が新規参入をしたというふうになっております。改正農地法の施行前は、約6年半で436法人が参入をしていたということと比較いたしますと、明らかに農業法人化の流れが加速をしていくというふうに推察をされます。幸田町における平成21年以降の農業生産法人の数の推移と今後の傾向はどのように予測されているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 現在の農業生産法人でございますけれども、ちょっとこの21年以降というのが、はっきり年度の関係が不明確でございますけれども、現在、水田作が2団体、養豚が1団体、食用菊1団体の計4団体の農業生産法人がございます。

また、以前ございました集落営農などの地域での取り組みをする団体は、現在ございません。

また、今後につきましては、農地の取得の面や農業従事者の確保、安定的な経営を図る面を考えると、農業生産法人はふえてくるのではないかと予想はされます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 私は、農業の法人化というものが日本の農業の姿を将来変えていくのではないかとというふうに推察をしております。

農業は、御承知のように、農地の確保から農業に関する知識とか経験、農業機械の購入、あるいは保有、出荷先の確保、労働力の確保など、また資金計画など、大変であります。また、法の縛りもあります。これらの問題を一農家の人クリアするのではなく、法人化することによって、それぞれの課題を共有して、みんなでクリアするということが可能になるのではないかとというふうに思うからであります。

そして、法人化によりまして、農業分野の労働力の多様化やサラリーマン化が起きるというふうに思っております。大規模な設備投資による野菜生産工場の芽が既に企業法人化によって生まれつつあります。その一方で、農業の種まきや収穫の繁忙期、その間の閑散期の存在というのは、農業を進めていく上で宿命であります。私は、その山谷を埋めるのが、それを解決するのが、シルバー人材センターの活用もその一つだというふうに思います。

定年後も元気なうちは働きたい。しかしながら、働かさせてくれる職場がないという話をよく耳にいたします。ただし、そうは言っても、農作物の知識、技能、経験がなければ、農業向けの労働力としてはなかなか期待できません。教育、研修、訓練の場が必要だと思います。

そこで、お尋ねをいたします。シルバー人材センターに農家からの業務委託というものはどういう状況か、あるいはどういう傾向なのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） シルバー人材センターへの農家からの委託でございますけれども、主に農繁期における一時的な労働力を補うということで、草刈りなどの作業労働力を補うために活用されております。

平成24年度の受託実績でございますけれども、農業に係る草刈りの実績で61件で

ございます。これにつきましては、耕作放棄地や水田の畦畔及び樹園地の草刈りとなっております。農家としましては、剪定作業等の専門技術を持つ方であれば継続して活用したいという考えをお持ちの方も見えるようで、このような方を今後は農家の方は期待しているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） シルバー人材センターへの業務委託ということでは、草刈りがどうもメインのようであります。若干期待外れだなというような気もいたします。

サラリーマンの定年後の雇用の場として農業分野にその活路が見い出せるのなら、何らかの手を打つ必要があるのではないかと、あるいは行政が手をかす余地があるのではないかとというふうに考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 現在、農家の高齢化が進み、農業の働き手が不足している中、定年退職者の方の農業参入支援を期待しているところでございますけれども、これにつきましては、平成21年度からでございますけれども、新規就農で定年退職者の関係の該当者につきましては、3名が現在いるわけでございますけれども、町といたしましては、実技指導を伴った農業講座の実施や農業を理解していただく取り組みをまず実施し、その中から就農志向の方には、さらに専門的な知識と技術の習得や農家研修により就農に向けた支援事業を考えていきます。

また、並行してそのような方を中心に、農家の農作業を手伝う援農ボランティアの育成、組織化も図って、高齢化による農作業の労力不足を補う対策を講じていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 農業は、これ一つ政策を打てば、それで解決をするというようなものではないというふうに認識をしております。小さいことであっても、それを積み重ねることによって、何年かたてばその成果が出てくるということもありますので、引き続き農業振興のために施策を打ち続けていただきたいというふうに思います。

最後に、新しい国の農業政策に対応いたしまして、幸田町として特色のある今後の農業支援につきましての重点施策について、ビジョンを持っておみえになるとは思いますが、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 現在、農業が抱えている最大の課題でございますけれども、先ほどから申しておりますように、農家の高齢化、農業従事者の減少にあると考えております。それは、生産量の減少や地場産業の衰退につながるものでございます。町としましては、農業課題の解消には農業従事者の拡大にあると考えており、重点的に対策を講じていきたいと考えていますが、あわせて農業の経営基盤を確保することも課題解決の大きな要因になると考えております。

農業経営基盤を確保するためには、国策として進められています農業の法人化や6次産業化の推進が不可欠と思っております。現実に向けて、町としても対策を講じていきたいと考えております。

6次産業化は、生産者、加工業者、そして販売と一体になった新たな産業でございます。当面、農業・商業の連携により、販売促進が図れるようなイベントを支援していきたいと考えておりますが、産業活性化支援事業を活用し、幸田町に合った新たな農業加工品の開発活動が農協・商工会等とも連携して活発に行われ、農業の振興につながればと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいま、農業の第6次産業化ということで、私、大変重要だと思います。農業と工業・商業が一体となって農産物の付加価値を高め、販路を拡大し、地産地消を推進するというので、大変重要だと思いますが、もう少し6次産業化について具体的にどう進めていくのかお話をいただいて、私の質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 6次産業化でございますけれども、今のところ、数多くというわけではございませんけれども、筆柿等、先ほど申しましたもののジャム等が生産されておりますけれども、それがこれといってなかなかヒット商品になっていかないということでございます。そのヒット商品となるべき加工食品等の開発に力を入れていきたい。それとあわせて、今ある幸田町特産物そのものを商業ベースにのって販売促進を図っていくという、二つの方法で進めていくというような格好になるかと思っております。

まず、これには、先ほどの農業法人化もそうですけれども、そちらのほうを進めていかないと、なかなか6次産業化だけでは難しくなってきます。生産物がなければ6次産業化になっていきませんので、今、小規模、低収入、重労働であります個人営農化につきまして、以前、各村で行ってございました向こう三軒両隣、隣組で皆さんお手伝いするような、そのような格好の延長で地域が農業法人ができるような、そんなすてきな村になっていけばと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、都築一三君の質問を許します。

6番、都築一三君。

○6番（都築一三君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問をいたしてまいります。

幸田町内外の方々の多くは、幸田町を観光都市とは思っておりません。冷静に考えると、春のしだれ桜まつり、初夏の光寺紫陽花まつり、夏には、彦左まつりと、町民会館の幸田夏まつり、秋には産業まつり、冬には凧揚げまつりと、多くのお祭りが開催され、たくさんの行事に町内外からたくさんの人が幸田町に足を運んで来ています。幸田町にとって、観光イコール祭りという概念はあっても、文化財イコール観光というビジョンは余り見えてこないように思っております。定期的のにぎわいを見せる観光地に

は、必ず文化財指定になっている建造物や物があったりします。今まで幸田町に無縁と
思われていた国指定の文化指定という施設が現実味を帯びてきております。幸田町にと
って、観光都市として体制を整えなければいけない時期にやってきたと私は感じており
ます。

そこで、私から最初の質問は、文化財指定についてお聞きしたいと思います。

本光寺にある深溝松平家墓所が国史跡指定の文化財として登録しようという動きがあ
りますが、計画を教えてください。また、登録される予定の年を教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 町史跡の深溝松平家墓所につきましては、現在、島原藩主、
深溝松平家墓所として、7月16日付で愛知県の教育委員会生涯学習課文化財保護室に
意見具申を提出いたしました。愛知県教育委員会からは文化庁へ提出され、この同月、
7月22日に受理されたと聞いております。

計画といたしましては、意見具申をした史跡範囲は、現在の本光寺境内地全域となり
ます。範囲内の土地所有者は、墓の部分が松平氏、境内が本光寺、里道が幸田町となっ
ておりますので、意見具申をさせていただくに当たり、土地所有者の同意書をもらう際
に、幸田町が代表所有者として包括的な管理をする旨、了解をいただいております。今
後は、文化庁の専門委員会で検討され、結論が出されますが、詳しい会議日程等は、支
障を来すおそれがあるということで、知らされておられません。

登録される予定の年につきましては、例年の流れでいきますと、新聞などのメディア
に11月ごろには答申の記事が掲載されますので、そのころが結果が出されるものと思
われます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 11月ごろにはお答えが出るようなお答えでございますが、本当に
私は個人的に楽しみにしております。

このような墓所の文化財指定が全国に20カ所ほどあるそうですが、今回の登録はほ
かの史跡と違いがあれば、教えていただきたいと思います。独特な史跡であれば、幸田
町の特色としてPRできるのではないかと思いますので、この辺のことがわかれば、わ
かる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、意見具申をいたしました島原藩主深溝松平家墓所につ
きましては、お墓が神社の本殿を写した寝殿造りの形状、また六角形のお棺などの独特
の形状を備えた墓所であります。全国にたくさんある大名系墓所の中でも、領地や江戸
ではない家の発祥の地である深溝に歴代当主全員の墓所が築かれている点が最も特筆す
べきことと言えます。出身地や地元を大事にしていたことがわかる史跡と言えます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） いろんな特色のある寝殿造りとか、私は御廟所を見ますと、敷石が
してあるところの家来の方が殿様のほうを向いて伏せている形で全部並べてあります。
そういった点も評価の一つではないかなというふうに思っておりましたが、この辺はい

かがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 仰せのとおりでございまして、お墓の周りに平たい敷石が敷いてございます。これも、大きな特徴だと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 本光寺の深溝松平家の墓所は、昔から深溝の地にあり、日本でもこの地にしかない独特の墓所です。もっと早くから文化財として登録ができたのではないかと感じております。なぜ、この時期に文化財登録になったのか、教えてください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 松平家墓所そのものの重要性は、幸田町史や県史でも取り上げられておりまして、古くからその重要性を注目されていたところでもあります。

町の文化財保護委員会におきましても、調査の必要性や町の史跡指定などについても意見が出されておりましたが、史跡といえども個人の家のお墓であることから、積極的な調査は控えてまいったところでもあります。

ところが、平成21年に行われました7代藩主松平忠雄墓所の発掘調査で、深溝松平家墓所の特異性や貴重性が注目されるようになりました。文化財保護委員会におきましても、史跡としての調査の必要性が出され、近年の全国的な流れであります。文化財保護の方針といたしましては、江戸時代大名のお墓を調査し、国や地方公共団体が文化財を指定していくという流れがありますので、このタイミングで、御子孫であります松平家御当主、そして管理している本光寺の理解を得まして、総合的な文化財調査を開始し、史跡指定を目指すこととなったものであります。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 忠雄公の墓所からいろんな話題にもなりましたが、お宝というものが出てまいりました。こういったお宝物は文化財登録に、この発掘調査で出土した宝物は含まれるのでしょうか。このきれいな印籠とか刀とか美しいガラスだとか、こういったお宝物も含まれておるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。宝物は今後どのように扱っていくのか、教えていただけたらありがたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回、文化庁に意見を具申したものは、史跡のみとなっております。出土品や本光寺がお持ちのお宝は含まれておりません。

出土品につきましては、現在、町の指定文化財として登録されておりますが、各方面の文化財の専門家により、出土品は全国的にも非常にすぐれたものであり、先ほど申されたガラス器なども世界的に重要という御指摘をいただいております。今後は、所有者、管理者と調整をいたしながら、適切な管理方法の検討などを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 出土された宝物は、多くは破損などをしておりまして、現状のまま保管というわけにはいかないと思われまます。もちろん、墓所の壁などが崩落している箇所もありますが、今後、文化財保全に対する計画はどうなっているのか、お答えをくだ

さい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 史跡や出土品は、幸田町の指定文化財に登録されておりますので、まず史跡につきましては、無事、国の史跡指定となった段階ではありますが、早急に整備計画、そして保存管理計画策定のための委員会を立ち上げて、文化庁、愛知県の細かな指導をいただきながら、関係部署と連携をしながら、史跡の整備、保護、管理、活用方針及び計画を完成させていきたいと考えております。

次に、出土品につきましては、松平家から管理を任されている本光寺からは、順次、保存処理を進めていきたい旨の確認をいただいております。町指定文化財ですので、本光寺とは連携を密にとりながら修理の計画を立てていきたいと考えております。

保存処理後の資料の保管場所についてであります。所有者、管理者、地元も含めまして、今後、調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） このお宝と言われるものは、非常に私が見ても貴重なものでありますので、今後も大切に管理をして、これからも文化財として認定が受けられるように御努力をいただきたいと思います。

また、一つ、私の住んでいる大草区にも、1200年代につくられた十二神将という古い仏像が12体あります。奈良の興福寺に次ぐ2番目の古さを誇る仏像です。それ以外にも、大草松平家の菩提寺であります正楽寺、鎌倉時代から続く古刹、深溝の長満寺へも調査すれば、宝物が発見される可能性があるような気がいたします。今回の文化財指定の動きは、ほかの史跡や造形物などへ波及させていくつもりはあるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

私の考えではありますが、このまちにはまだまだ未知なる文化財が残っているような気がいたします。今後も、多くの町民に町内の文化財を知っていただき、次世代に残していくように努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 浄土寺の十二神将につきましては、私も先日拝見させていただきました。仏像彫刻の専門家であります町の文化財の調査指導委員会の先生でもあられます芸術大学の山崎名誉教授からも、非常に高い評価をいただいております。

この立像は、平成25年に刊行されました県史におきましても、愛知県県史でございますが、カラー写真で掲載されておまして、県内でもすぐれた評価をいただいていると考えております。

今後の文化財指定の動きにつきましては、県指定の可能性も含めて、愛知県と相談をさせていただきながら、そのための例えば浄土寺でございますが、浄土寺そのものの歴史がまだ明らかとなっておりませんので、仏像の歴史的な価値を上げるためにも、浄土寺の文化財を総合的に調査する必要があると考えております。

議員が御指摘の幸田町の神社やお寺には、まだすぐれた文化財が残っているのではという御指摘でございますが、可能性が十分に考えられますので、今後は町内各社寺に御

協力をいただきながら、町内全域の社寺文化財調査、こういったものを随時進めていく中で、将来的には、県や国の指定につながるような文化財の発展などに努めて、幸田町の文化財を大事な遺産として後世に伝えるべく、保護・充実に努めていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 本当にあすにつながる夢のあるロマンを感じる、今の発言だと思います。今後、ますますこの文化財ですとか、古い幸田町にある財産をこれからも調査し、前向きに御努力をいただきたいなと思っております。

それでは、別の角度から、幸田町の観光について質問させていただきます。

我がまちは、ハード面は充実していても、ソフト面が実に弱いまちだと思います。せっかく再開発している幸田駅前が、昔のようににぎやかになることもなく、新しくできた相見駅ですら、昼間の駐車場は寂しい限りであります。つくることには力を入れて、その後の管理やPRが非常に甘く、まちづくりにおける幸田町の指針が全く見えてこないと思っております。私はそのように思っております。

そこで、今後、国指定の文化財登録がされても、同じようなことが起きるのではないかと心配しております。観光は産業となり得ます。よい例が、香嵐溪で有名な豊田市足助町です。人が訪れることで経済が活性化して、新たなビジネスが生まれたりしています。例えば、足助町の駐車場をやってみえる方が、このように申されておりました。おかげさまで家族そろってハワイに行ってきましたと、喜んでおられました。このような例にもあるように、経済的な視点で観光について質問をさせていただきたいと思っております。

深溝松平家墓所の文化財指定は、先ほどお答えをいただきましたけれども、数年後には文化財として指定がされるということでもあります。そのときの観光への準備は何か計画されておりますでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 深溝松平家の文化財指定に絡んでの、そこに限った観光への準備は現在しておりません。観光への準備には、受け入れ体制の整備が必要と考えております。施設側、またその地域の協力体制、また観光客が見えれば、その受け入れ体制など、多方面にわたって調整が必要と考えられます。今後、関係団体、また関係課と検討していくこととなります。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） この準備といいますか、観光客がたくさんお見えになったときには、大変な準備が要ると思いますので、早急に考えていただいて、町内外からお客様を迎える準備をひとつ考えてもらいたいと思います。

幸田町には、今回指定される史跡以外にも、地味ではありますが、たくさんよいところがあります。観光として町内外から呼べると考えている有形・無形の文化財及び景観はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 幸田町内の指定文化財ですけれども、国指定の三河万歳、県指定三河地震に伴います断層、また町指定では、青塚古墳初め絵画、工芸品、古墳な

どがあるかと思えます。

また、景観地、景勝地というんですかね、そちらにつきましては、町の指定はありませんけれども、本光寺のアジサイの参道、大井池、不動ヶ池、永野公園、遠望峰山とか、幸田の文化公園、また彦左公園等が挙げられるかと思えます。

幸田町の観光スタイルでございますけれども、不動ヶ滝、大井池等に代表されるような、自然と触れ合う形と幸田しだれ桜まつり、彦左まつり、幸田夏まつり、凧まつりみたいなイベント型があるかと思えます。

今後とも、観光事業として引き続き周知・宣伝活動を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 環境経済部長がおっしゃったように、たくさん有名な景観ですとか、文化財と思われるところがたくさんあるかと思えます。今後も、いろんなパンフレットが出ておりますけれども、ますます町内外から観光客がお見えになるような計画ですとか、いろいろお考えをますます進めていただけたらありがたいなと思っております。

次に、幸田町には駅が三つもあるがゆえに、史跡を訪れたときに困ってしまうと思われれます。また、国定公園である大井池などは、駅からも遠くて、バスも通っておりません。利用駅がわかっても、駅利用者にはそこへ向かう手段がなかったりします。幸田町を訪れる人に向けての整備はどのように計画していかれるのでしょうか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 自然環境を生かした自然との触れ合い型の観光拠点でございますけれども、交通機関の拠点から離れた場所となっている現状でございます。これにつきましては、自家用車を中心とした観光地利用と考えられます。

幸田町のJR3駅からの観光資源へ、そちらへのアクセスの方法についてということでございますけれども、今のところ、コミュニティバスの既存のコースを基本としながら、停留所からのアクセスや、その周知・案内方法について、今後、調査や研究をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 観光に関する考え方が国指定の史跡になるまでなかったのは、仕方がないと思えます。しかしながら、今後は観光整備などをしていく必要があると思われれます。

また、近隣と比べるのはどうかと思えますが、岡崎市が3億1,000万円、蒲郡市が2億1,000万円を観光に使っております。幸田町は1,600万円と、桁違いに差があります。観光に関する予算について、今後どのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） 岡崎市につきましては、花火大会、岡崎城、家康館、大樹寺、岩津天満宮等々、家康に関する史跡等も多く、また蒲郡市につきましては、花火大

会、ラグーナ、温泉郷等もございまして、県下で有数のイベントや観光施設の場所となっております。また、観光収入等も多いことから、観光に対する大きな予算が組まれているものと考えます。

それに比べ幸田町では、観光に関する費用でございましてけれども、観光協会への事業費補助、または町が管理する観光施設の維持が中心となっております。今後、大きく観光の環境が変わらない限り、現行の予算水準の範囲で観光事業を進めていくということになろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 岡崎市とか蒲郡市とかと予算を比べるのは無理かなと思えます。しかしながら、先ほどから言っておりますように、観光に関する夢があります。幸田町には夢がありますので、どうか観光の予算も考えていただいて、観光協会から大井池の桜まつりも5万8,000円ほど補助を受けておりますが、なかなかPRもしたいのに予算がないなという意見も聞いております。今後、幸田町が飛躍的に発展するためには、ぜひ観光が大切だと考えております。幸田町には、観光課や観光ボランティア制度が今後検討されると思えますが、いかがでしょうか。観光資源を活用して、地域経済の活性化や史跡周辺の活性化を促すことができると思えますが、今後、農業団体や商工会などと連携して、お土産物の開発などを実施すべきだと思います。幸田町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君） まず最初の観光課と観光ボランティアの関係でございましてけれども、観光関係の所管につきましては、現在、産業振興課、商工観光グループの3名が当たっております。この3名につきましては、商工の事務、駐車場の管理事務等々合わせ、観光協会の事務局も兼ねております。

課の設置につきましては、機構改革等で検討する事項でございましてけれども、現在の事務量等を考えますと、町内の観光施設、観光環境が大きく変わらない限り、観光単独での体制は難しいかと思われま。

次に、観光ボランティアについてでございましてけれども、県下でも多くの観光地や美術館や博物館等の施設で実施しているものがございまして。観光客が常に訪れる施設や地域であるか、人材確保や費用の面、取りまとめ組織のあり方等、いろいろ課題もあるように聞いております。観光振興のアイテムの一つとして、今後、近隣にもございまして、そちらの関係も研究していきたいと考えております。

続きまして、観光資源を活用して、農業団体、商工と連携したお土産の開発ということでございましてけれども、こちらにつきましては、地域経済の活性化や史跡の活性化と合わせて、活性化させている自治体は数多くございまして。そのためには、観光資源そのものの集客性、周辺施設の整備、管理、保存体制等が充実している必要がありますが、観光資源はどのように活用するか、今後の課題と考えております。

また、農業団体、商工会と連携してのお土産の開発でございましてけれども、これにつきましては、以前、昭和63年度でございましたでしょうか、大久保彦左衛門に特化したお土産の商品ということで、商工会の村おこし事業で彦左焼酎、彦左人形、彦左の里

ケーキとか、彦左弁当、彦左御膳等、いろいろ開発いたしましたけれども、現在、今、残っている商品がかなり少なくなっています。農業主導の6次産業化等の取り組みを通して、農・工・商の連携による新たな取り組みに支援ができればと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築君。

○6番（都築一三君） 当時のことは、私もよく知っております。彦左人形も、大きいの中から中ぐらいから小さいのから、かなりの数が出たと思いますが、今や焼酎もそうですが、彦左弁当とか、そういったものも非常に衰退をしておいて、あれ以来、何の活性化もされておられませんので、何とか町のほうで、ひとつ幸田町のPRになりますので、お考えをいただけたらと思います。

観光資源を活用して、地域経済の活性化や史跡周辺の活性化を促すことが必ずできると思います。今後、商品開発なども、今言いましたように、新しく開発がなされるといいなと思っております。史跡指定を受けてから対応しては不十分な事案がたくさんあります。今から段階を踏みながら、指定の日へ向けて準備を進めていくべきだと思います。

観光ボランティアが必要でしたら、ちょうど来年度、幸田町合併60周年でもありますので、幸田町検定をして、地域の方が幸田町のことを知ってもらい、その知識を使って観光ボランティアになっていただく方法や、観光アクセスが悪いならば、えこたんバスを活用して観光ルートをつくるなど、アイデア一つで解決する方法があると思います。やる気があるでしょうか。

最後に、幸田町長にお尋ねいたします。幸田町は、緑豊かで住みやすいまちです。そして、まちが誇れる文化財が誕生しようとしております。いよいよ幸田町内外に誇れるまちに成長できるはずです。官民一体となってPRの方法、経済発展の方法など、知恵を出し合える環境をつくり上げていただけると幸いです。今後の幸田町長のお考えをお尋ねして、ちょっと早いですけれども、質問を終わりたいと思います。お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 都築議員から、観光、文化財もろもろ、いろいろお話があったわけでありまして、今、私自身は観光と文化財とは別なものだろうというふうに思っております。何でもかんでもこれを一緒にして、じゃあ地域の活性化を図ろうという考え方なのかなというふうに思うわけでありまして、まず文化財につきましては、国指定をいただくということは、あの地域の本光寺の城郭といいますか、その指定でありまして、お宝物の指定ではないということでありまして、

それは近いうちに指定をされるであろうと思っておりますけれども、それでもう一つは、町全体にあるいろんな文化財につきましては、私も教育委員会におりまして、この関係を随分やっております。中根議員がいらっしゃいますけれども、中根議員のお宅にある中根家の古文書、これはすごい立派な古文書を町のほうにいただいております。そういう文化財というのは、いろんなところにたくさんありまして、それから十二神将につきましても、私、山崎教授と一緒にあれをばらしまして、中に内視鏡で字が書いてあって、何年かなということで、鎌倉か室町かということでやりました。色を塗ったのは、

十二神将、江戸時代に、あの辺の村の人が適当な色を塗ったものですから、中の色と全然違うんです。そういうような文化財というのは、幾らでも町に、町も確認して、その文化財に対しては補助金を出しています。それは、自分のところでずっと保存していただきたい。これをどこかへ転売してもらおうとか、燃やしちゃうじゃなくて、置いていただく。そんなような形で、今、文化財はたくさん町としてはあるということでありませう。

それから、そういう文化財の中で、特に本光寺については、お墓をさわったということで、そういうものが出てきたわけでありまして、ああいうお墓というのは、本来、さわるべきものではないだろうと思っております、私は。しかしながら、ああいう形で物が出てきたわけで、それを後世に伝えていくためにはどうするかという方法については、今後、さらに考えていかなくちゃいけないだろうと思っております。

文化財につきましては、とにかくさきの人たちがつくったものについては後世に残していくという考え方については、これはずっと考えていきたいというふうに思っておりますし、観光の面であります。幸田町は、私自身、子どものころには、幸田町には何もないまちだなど、実感として私もそう思っていたんです。

これは、大きな寺社仏閣が何もなかったと。隣の吉良町とか、そういうところとは随分いろんなものが違っている。岡崎についても違う。岡崎は、家康様の岡崎城という大きな文化財があるわけでありまして、東照宮もありますし、そういうものがあります。蒲郡についても、いろんな冷泉家絡みの藤原家の関係のものもございませう。

そういういろいろあるんですけれども、我が幸田町については何もないというのがあったわけですが、ただその観光にその文化財を観光物件として即それが使えるかどうか。全国的、この愛知県のにも、この幸田のものが認知されているといいますか、皆さんが認知されるようなものがあるかないかということも、さらに今後PRをして、今、例えば幸田は桜の本拠地、一番いいよと、そういうものがいろいろあるわけでありませうけれども、全体的に今後、そういう観光という面も、要するに荻の滝なんかでも、あんなすばらしいものは、町外から来る人はすごく喜んでいるんですけれども、町内にいる人はよく知っていないというのが非常に寂しい話で、もっとPRをして、幸田には、おぎのさと、すばらしいと、岡崎だとか安城とかから来る人は言うわけでありませう。まず、幸田町民が自分のまちにあるものをしっかり知って、それをさらにPRしていくことが必要だなどというふうに思っております。

ひとつ私も観光については全然やらないというわけじゃなくて、将来にわたって幸田町を持続可能なまちの中の土台として、その文化財は守っていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、都築議員もお力をおかしいいただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。お願いします。

○議長（大嶽 弘君） 6番、都築一三君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時46分

- 議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。
- 14番、伊藤宗次君。
- 14番（伊藤宗次君） 改め、通告がしてございます2件について、順次、質問をさせていただきます。
- まず、廃車処分をした公用車18号車、これは親切ダンプの公用車番号であります。この親切ダンプについて問うものであります。
- まず、いつ故障をして動けなくなったのか。
- 議長（大嶽 弘君） 建設部長。
- 建設部長（近藤 学君） いつ故障して動けなくなったかという御質問でございますので、平成25年の3月5日に故障し、動けなくなったということでございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 動かなくなった、この18号車、どこの整備業者に誰がいつ持ち込んだのか。
- 議長（大嶽 弘君） 建設部長。
- 建設部長（近藤 学君） この3月5日の日は、親切作業を行っている最中でございますけれども、親切の作業員が愛知自動車ですね、六栗にございます愛知自動車へ持ち込んでおるという状況でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） ですから、いつというのは、3月5日だな。誰が持ち込んだかと言ったら、親切の作業員。その親切の作業員の名前と、あわせて愛知自動車に持ち込んだよということの再確認であります。
- 議長（大嶽 弘君） 建設部長。
- 建設部長（近藤 学君） 今、親切作業員のお名前をとということでございますけれども、今現在7名おるわけですが、そのうち3班で分かれて作業をやっているわけですが、そのうちの1名ということで、名前につきましては、この場では差し控えさせていただきますと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 名前はいいです。
- 愛知自動車に持ち込んだ親切ダンプ、この修理に当たって、修理見積書は愛知自動車からいつ幸田町に提出がございましたか。
- 議長（大嶽 弘君） 建設部長。
- 建設部長（近藤 学君） 愛知自動車からは、3月7日に修理の見積もりが提出されてございます。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 3月7日に修理の見積書が愛知自動車からと。その見積書の内容は理解をされましたか。その理解をした職員、その職員は、ディーゼルエンジンの知識なり、あるいは整備士の資格を持つ人ですか。
- 議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、この見積もりの内容について、内容的には、エンジンのリビルトというもので、そういったリビルトということ自体を実際に説明いたしますと、その部品単位にて分解して、再度、交換を行いながら再生するエンジンということですが、そういった部分で、金額的にも93万7,500円リビルトにかかるのと、それ以外に部品と技術料ということでの見積もりが出ておまして、それに対して、例えば職員が整備士としてそれを分析できるかと言うと、そういった職員はございませんので、あくまで愛知自動車の整備士が見積もったものを幸田町役場の職員が確認をしているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 整備士の資格はないと。しかし、愛知自動車から修理の見積書が出ましたと。その見積書の総額、金額は幾らなのか。

もう一つは、リビルト、リビルトといういろんな言葉が、その修理見積書は片仮名で横書きがだっと書いてある。担当者に聞いて、おい、どうだと言ったら、私、わかりません、こんな横書きなんかと、こういうことですよ。

ですから、あなたは今、リビルトだと。じゃあ、リビルトという言葉日本語にわかりやすく言ったら、どういう言葉に直せますか。

ですから、そういう見積書に書いてある修理の内容、修繕の内容を全部理解をした上かどうかということの確認であります。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、1点目の見積もり価格でございますけれども、総額で118万5,240円ということでございます。

その中身につきましては、先ほどのリビルト、こういった通常聞きなれない内容でございますけれども、そういったものについては、当時、そのリビルトとはということで整備士からも説明を受けて、通常のエンジンの載せかえではなくて、その部品を分解しながら、使えるものは使う、またそういったオーバーホールではなくて、実際にセル単位になっておりますので、そういったものを交換するというふうな内容の部分は理解しておりますが、細かい部分については、もちろん十分に承知したものではありませんということでは確かでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） エンジンのリビルト、つまり再生エンジンの載せかえだということなんです、そうですね、そうですね。

今のエンジンは焼きついちゃって、修理するよりも、新しく再生した、再生と言っても、そこらじゅうから持ってきた部品を組み立てたと、極端な言い方するとね。若干違いますけれども、わかりやすく言えば、再生エンジンを載せかえることによって、90何万円のエンジン、そして合わせてトータル的に118万5,240円という見積書が出ましたよということですよ。

そうしたときに、公用車の管理規程というのがあります。公用車の管理規程で、整備管理者というのがあります。もう一つは、整備管理補助者、こういう2本立てになっております。したがって、公用車の管理規程で言うところの整備管理者、整備管理補助

者は誰ですか。そして、見積書のチェックは誰がしましたか。寄ってたかってチェックしたんじゃないですよ。片仮名で横文字が書いてあって、そんなものは私は前歯折っちゃってわからへんという人がチェックしたわけだ。違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、幸田町公用自動車管理規程の中での整備管理者につきましては、財政の報告によりますと、これは今現在、年間契約しております愛知自動車という形になります。それと、整備管理補助者は、担当する各車両に整備管理をする補助者、担当者、役場の職員がごさいますので、そういった形で、例えば親切の18号であれば、土木課の職員ということになってごさいます。

内容につきましては、整備管理者、もしくは整備管理補助者、その間に所属長と、あと財政課もごさいますけれども、そういった中で、庁舎内でチェックをしておるといふ状況でごさいます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が申し上げたのは、見積書は誰がチェックしたのかと言ったら、庁内でチェックしとらへんがな。あなたが、所属長と財政課も担当しとりますわと言って、財政課にこんなの見積書をチェックさせたか。させてへんですよ。後ほど言いますけれども、財政課が出てくるのは、もう少し経過をたどってからだ。じゃあ、あなたの言われるように、見積書のチェックは、誰が、いつ、どういう形でしたのか、明確にしていきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 見積書につきましては、7日にその見積書が提出されて、実際に19日に方針として不用決定ということで、これは財政課の課長と当時の土木課長との、課長専決になりますけれども、そういった中で書類的にはされておりますけれども、その間に庁舎内で、これはいつどこでという形は不明確でございますけれども、見積書を担当者から土木課長、また内部で検討して、これだけのお金がかかるということで、公用車の更新基準に基づく取り扱いをしたというふうなことでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、3月19日に、この車は不良だと、つまりこんなあかんと。それは、118万何がしの見積書と。この118万円というのは、後々非常に重要なポイントになってくるわな。確信犯で出してきた数字ですよ。

そういう形の中で、結局、3月19日に不良決定をして、財政と土木の担当のほうでそういう手続をとりましたよと、こういうことですよ、あなたの答弁でいきますと。そうしますと、18号車の廃車処分ありきと、こういう形で庁内協議をされたと、こういうふうにとめられるわけですが、これは間違いないですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） まず、7日の、いわゆる修理の見積もりを見た上で、その修理をするかしないか、そういったものを内部で検討しておるわけでごさいます、結果的に19日の日に双方の課長での決裁になっておりますけれども、これはもちろん町のトップまで、この車について、18号車、更新するのか、直すのか、こういった面もその間

に方針を伺った上で、そのように取り扱ったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 方針を伺ったと、いかにもやったというような感じですが、幸田町には公用車を廃止する基準がございますよね。どういう基準になったら修理やら車検ということよりも廃車をするかという、その基準がありますよね。その基準はどのような基準ですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 廃止というか、実際に公用車の自動車の基準の中では、破損が著しく1回の修繕費が購入時の価格の5分の1以上となるものを対象とするという形のものでございますので、実際、この18号車の購入時が337万何がしということで、その5分の1が67万何がしということで、67万円を大きく上回っているという結果から、そういう結論にしたということで聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、先ほど申し上げたけれども、118万円という見積もりが出たと。なぜ118万円かというものの内容も、十分あなた方が精査していない。そして、愛知自動車から、この118万円の見積書が出てきたという点からいくと、幸田町の公用車の廃車基準、これは業者のほうは十分わかるとるわけだ。伝えた、伝えんの話じゃない。つまり、この車を購入したときの価格の5分の1以上を上回るような修理代金を請求しておけば、廃車になると。つまり、幸田町の足元を見て、50万円のできると言ったら、また出てくるから、こんなの廃車しちゃえと。通常、廃車した後、新車を買うときには、また違うルールがあるわけですね。そのルールをあなた方は今回とらなかった。なぜ、とらなかったのか。

この9月議会に高規格の消防救急車の購入がありますよね。このときに廃車するための基準は踏襲されている。公用車18号については、こういう手続をとらなかった。なぜ、とらなかったのか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 見積もりに対しては、確かに5分の1をかなり超えているということで、これは事後検証になるわけですけども、例えばそれを中古のエンジンに載せかえたらどうかとか、また新品のエンジンに載せかえたらどうかとか、いろんな面で、確実に整備士からの報告を含めて、そのエンジンについては変形までしていたということを知っておりますので、なかなかリビルトもかかる。そういった中で、中古エンジンにしたとしても、これは実際に現実的ではないんですけども、それを見つげ上げた場合の事例としては、87万円ほどかかっていると。

また、新品のエンジンは、もちろん新しい環境基準とかいろんな面がございますので、160万円とか、そういった形でかかる場合がありますけれども、中古エンジンにしたとしても87万円、いわゆる5分の1の67万円を超えているということからしても、エンジン載せかえとか、更新ということを、廃車を前提とするような見積もりというふうに我々は理解してございません。

そういった面では、こういった見積もりに関して、もちろん中身的には精査しながら

行っていますけれども、そういったものありきという形での取り扱いをしているものではございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） エンジンのリビルト、つまり再生エンジンを載せかえれば、87万円余りの費用が要りますよということですが、こんなものは業者に言い負かされとる、ごまかされとる。それは立証しますわ、後ほどね。

後ほど立証しますけれども、結局、業者とあなた方が結託したと言ったら言葉が悪いわけだ。言葉が悪いけれども、初めから廃車ありきという、廃車したときに、その廃車にかわる新車購入の手続を、あなた方は全然違う方法をとったわけだ。単独の廃車処分したわけだ。単独の廃車処分をしたという点で、これは町長に答弁を求めます。

今お聞きのように、廃車ありきの業者の見積もり、それは118万円余り。そうした業者の見積もりに対して、今、幸田町の内規でいきますと、これは別に私は公用車だけを言っとるんじゃない。備品ですわ。備品の処分の問題について、業者からこの備品を修繕・修復させる、そういう見積もりが1者からだけ。現在、1者しかありませんよね。

そうしたときに、今回、いろんな問題があって、1者だけじゃなくて、複数の業者から見積もりをとってチェックする。そのチェックの仕方も、今回でいけば土木課だけだ。土木課だけじゃなくて、財政課は入れんでもいいんですわ。入れんでもいいというか、入れてもいいけれども、財政課は台帳を消すか消さんかだけの尺度なんでね。そうだったら、公用車を持っているほかの部署の担当課と合わせて見積書をダブルチェックをする庁内のそういうシステムというのが私は今回の事例からいって必要だろうと思う。町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 見積もりといたしますか、今、こういう状況下の中で、やはりそれがどういう形か、詳細はよく存じておりませんので、あれですけれども、そのチェックを1者じゃなくて2者やることによって、より正確性が生まれるかなというふうに思っておりますけれども、その状況下がどういう形でやられたかというのは、ちょっと私も存じておりませんので、ひとつあと部長のほうでよろしく。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） それと、先ほどちょっと答弁が漏れたんですけれども、いわゆる買いかえというか、そういった部分でなく廃車としたという形で、この18号が今現在ない状態になっていると。この辺も、どうしてそういう扱いになったのかと、そういった質問も意味があると思うんですけれども、当時の考え方としてですけれども、これは内部に方針を出したわけですから、親切の作業班が4班に分かれて4台でと、2人ずつの8名でという考え方で、4台、2名で8名という体制で行っていたんですけれども、その故障を起こした時点では、1名欠員の状況でありますし、もう1名はちょっと病気入院というような状況でございました。

そういった面で、この18号車が1台ない状態であっても、またこれは補充人員を10月1日から行うことになっておりましたので、そういった面では、1台ない状態でも、これは親切作業には体制としては影響がないということも、その判断材料の一つとして

廃車の形で、1台空白の状態になっていると。その18号の後継車両は10月以降からというふうな形での取り扱いをしたということを聞いておりますので、そういった面での背景があったことも御理解願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り横道には入りたくないけれども、私も根が好きなもんだ、すぐ横道に入るわけだけど、例えばことし8月2日に18号車の新車の購入にかかわる入札をやりましたよね。通常、そうしたときには、下取りの車があるという前提条件で入札条件が付されておるわけです。だけれども、このときには、下取り車なしとしとるわけです。何でなしか、もう廃車して、処分して、あるところでどえらい値段で取引されとるわけだ。あなた知つとるわ。今、ちょっと横道にそれた。

要は、廃車するには、所有者の委任状がどうしても必要だ。その所有者というのは、幸田町長。町長の印鑑が必要な委任状を誰が持ってきて、誰が町長印を押されたのか、答弁いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、廃車に向けての手續の中でのことでございますけれども、3月25日に廃車手続を行っておりますが、これにつきましては、愛知運輸支局に一時抹消登録という形で、それに委任状と譲渡証明書が発行されているわけですが、これが我々不明確でございますけれども、この25日に愛知運輸支局に持ち込んでおりますので、その前の段階で委任状と譲渡証明書が発行されておるという形であるかと思っております。

これは、うちのほうで控えないものでございますので、そういった面での明確なお答えができないわけですが、3月19日から25日の間に町から発行され、それを持って一時抹消登録がされたという形であります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたは日にちが、要は、3月25日までに廃車しましたよと。その廃車については、一時抹消ですよと。なぜ、一時抹消したんですか。

道路運送車両法という法律で、第15条と第16条という法がある。あなたの言われた一時抹消だと。一時抹消というのは、道路運送車両法の第16条、言葉のとおり、一時だから、一時だけ抹消できますよと。その後、あなた重要なことを言われた。譲渡証明書もあわせて発行しましたと。じゃあ、譲渡証明書というのは、どういう性格を持つものですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この一時抹消登録、これが今回、25日に行ったわけですが、その通常、それから解体する場合は、リサイクル業者から解体終了の報告を受けて、15日以内に解体届を行って、永久抹消登録済みの登録事項証明書が発行されるという流れで、いわゆる永久抹消ではないということでございます。

永久抹消の発行までのものとなりますと、いわゆる解体業者へそういった請求をしないと出ないわけですが、当時はそこまでは要求しておりません。業者に確認したところ、エンジンについてはスクラップの状態、車体については、切り離して、それ

はいわゆる貿易、海外とか、国内である場合もございますけれども、そういった面で行っているということでございます。そういった面で、車体まで完全にスクラップするものではございませんので、永久抹消という形にはならないということでございます。

なお、消防車の関係、特殊車両で他に流用されることはまずいというものについては、もちろん永久抹消登録をしておるということでございます。

そういう面で、こういった一時抹消登録には、委任状と譲渡証明書というのが実際に発行するものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、一時抹消だと、今言われたように、譲渡証明とかそういうのがついて回るよと。しかし、永久抹消なら、それらはついて回らんわけだ。なぜ譲渡証明書が要るのかと言ったら、その車を一時抹消しても、すぐ復活して、再活用できるよと、こういうのが一時抹消なんです。その一時抹消に必要な書類というのが、譲渡証明書。この車を私はあなたに譲りましたよという町長の印鑑があるからこそ、やっているわけだ。そういう仕組みになっていることをあなた方は百も承知の上、ある業者と言われたが、その業者はどこの誰ですか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これにつきましては、愛知自動車から解体業者のほうへ移っておりますので、それにつきましては、安城市の自動車解体会社ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、そんな持って回ったような言い方せんでもいいわけだ。公用車だ、公用車は町民の税金で買った町民共有の財産だ。その財産を処分するときに、安城のある業者でございまして。安城のどういう業者。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 安城市の橋目町にございます株式会社イトクという会社でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 安城のイトク自動車だと言われた。じゃあ、そのイトク自動車が一時的抹消と譲渡証明書を受けて、エンジンをどうされましたか、車体はどうされたのか。

6月の本会議でこの問題についてある議員が質問したときに、私はわからん、やっくらへんと、私は確認はしとらんと。ただ、業者とのヒアリングはしましたと。ヒアリングというのは、聞き取り調査をしたけれども、それを示すだけの書類とか写真とかは一切ございませんよと、こういうあなたの答弁ですよ。

こういう点からいくと、じゃあこの18号車が、エンジンはスクラップにしました。それは証明できるのか。車体は分解をしました。分解をするだけの証拠や写真が提示できるのか。

もう一つは、車体が分解をされたときに、それを海外に輸出をするには、輸出証明書が要るわけです。これはありますか、確認しましたか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 株式会社イトクと申しますけれども、そういった安城の橋目町

の業者、これについては、直接、私も確認をしました。そういった中では、先ほど申し上げたように、エンジンは解体し、車体、ボディについては切り離した状態で、貿易のほうへ回しましたという、こういった回答はいただいておりますけれども、実際にその中身ですね、例えばそういった写真がありますかとか、そういった証明等がございますかというものに対しては、この段階では発行されていないというか、手に入っていない状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ヒアリングだと、ヒアリングというのは聞き取り調査だと。聞き取り調査というのは、相手の言い分を聞いて、ああ、そうでございますか。それじゃあ、よかったねというだけの話。その相手の言い分をどういうふうに裏づけるかと言ったら、まだこのころは解体なんかされてへん、分解もされてへん、海外にも送られてへん。4月26日、名古屋市内で開かれた自動車のオークション会場に持ち込まれたんです。それは、幸田町のそのときの車検証も含めて、後でお渡しはしますけれども、そんな業者のうそ八百並べたことをそのままのみにされた。じゃあ、オークションでどういう経過をたどったですか、この18号車は。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） オークションでその後の経過という御質問だと思いますけれども、我々、そのオークションでという形のもの把握してございません。そういった流通に入ったかどうかというのは、他の業者とか、そういった面からそういった話を聞いたことはございますけれども、実際にそれは根拠のあることかどうか我々はわかりませんので、この場では回答はできません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そらわからんでしょう。しかし、オークション会場では、この車はこういう車ですよという履歴がついてくるわけだな。もちろん、その写真には、幸田町の土木課だとか、親切班だとか、それは消してあるわけだ。これは当然です。しかし、ここに書いてある車体のナンバー、あるいはこの形式のナンバーというのは、幸田町の18号車の車検証と全く同じ数字。これをどうだとあなたに言っても、わしは知らんと言ったほうが一番無難だ。

そうしたときに、この業者からオークション会場に持ち込まれた18号車、便宜的に18号車と言っておきます。スタート値というのがあるんですね。この車は幾らでやるかと言ったとき、彼らが出してきたのは60万円です。60万円をスタート値にして、オークションで落札した金額は150万円だ。よく覚えときや。あなた方は、18号車を廃車するに当たって、部品取りだと言って愛知自動車から10万円もらいました。10万円もらって廃車した18号車が、名古屋会場でオークションにかけたら150万円。あなたが知るか、知らんかは申し上げているんじゃない。それほど価値のあるものが、庁内の十分な審議も協議もされずに、更新基準の購入した価格の5分の1以上を上回ったから、はい、そうかと。しかも、一時抹消というのは、もう一回生き返らせると、ゾンビだ。ゾンビというのは、死んだふりできると。ゾンビにしといて、生き返らせて、今度は、一番初めが、スタート値が60万円。60万円で、さあ競り落としてくれと言

ったら、150万円だと、こういう状況。

つまり、10万円で廃車処分をした親切ダンプがオークションで150万円の値がついて取引されたよと、この経過がどうのこうのじゃない。これにあなた方がどういうふうにかかわってきたのか。町民共有の財産である町の備品をいとも簡単に廃車処分をして、永久抹消でいいはずなのに、一時抹消にして、さらに譲渡証明まで渡しとるわけだ。これはちょっとでき過ぎじゃねえか。できできレースじゃねえか、癒着しとらへんのかと指摘されてもしかあないでしょう。違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） このオークションに関しては、私も実際にホームページ等を見て、それらしき、例えば150万円といったような、この形式とか車両については、白く塗りかえられたもの、こういったものは確認をしとりますが、それがこれに当たるのかどうかというのは、私自身も確証がないものですから、先ほどお答えできなかったというのがあります。

それと、実際に車自体が、3月5日に愛知自動車に持ち込まれた段階での整備士の直接のヒアリングという状況でございますけれども、実際には、ピストンリングが機能しない、いわゆる単発の状態、4気筒のうちの2気筒も稼働しないというような状態であったということ。原因も、もちろん前に説明させていただいたような、オイルの潤滑性が失われたという形のエンジンが焼きついている状況、また変形もしているということも後ほどわかりましたので、そういった面のことからすると、実際にこのエンジンをいろいろ載せかえるために、先ほど申し上げたような、最低80万円、中古でもそういったものでかかるとか、そういった面からすると、これを60万円からスタートというふうに言われましたけれども、実際にそういった動かない車に対しての修理費、そういった面をどのように取り扱っているかというのは、我々もわかりません。

ただ、そういったことがどうのこうのというよりは、我々はこういった、いわゆる18号車を年度末の状態ですら予算の方針を決める中で、実際には18号車を、これは廃棄処分というか、実際には廃車という形でのものにするという方針を出して、その引き取り価格として、動かない車であるから10万円というような形での受け取りをしているという経過でございますので、その後の流れにつきましては、我々もどのように自動車が流用されたのか、その辺はもちろん追跡する必要はあるかと思っておりますけれども、我々の範囲ではそこまでは把握できていないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、私は個々の問題を、ああでもない、こうでもないということじゃないんです。要は、全体の流れから言ったら、この車をリベンジしたと、リビルトしたと。87万円で再生エンジンの載せかえだよと、そんなことやれへんよというのが前提だわな。エンジンの載せかえが87万円、それ以外に周辺の修理も含めたら118万円になると、こういう組み立てですが、要は、その87万円がこの会場に出される詳細表示というのがあります。これ、いろいろ聞いてみたら、持ち込んだ業者が何か手を加えたら必ず書かないかんという項目がある。それを書かなくても、お抱えの検査員

がちよっと見たら、すっとわかるわけです。もしそれを省かしておったら、この業者は信用ないよという形で、持ち込んだ業者の信用の問題にも発展する。そういう点ですから、非常に神経を使うと言います。したがって、その持ち込んだときの業者の意見書欄、注意事項、法定事項、ここは一つも書いていない。書いてなくても、さらにスタート値が、先ほど申し上げたように、60万円でスタートだ。リビルトしたらもう87万円だと言ったときに、つじつまが合うわけじゃないですよ。それが150万円で落札をしましたよと、こういう条件をつくったのがあなた方ですよと言っとるんです。

10万円そこそこで廃車処分を急いで、十分なダブルチェックもせずに、庁舎内での協議も、担当課と財政課だけでチェックして、財政課なんか、おい、持ってきたで、判こを消してくれと、備品台帳を消してくれと、それだけの仕事でしょう。これをどうチェックするかというチェック機能があらへん。そうした問題について私はどうするのかという点から含めていくなれば、時間がないもんだ、後は詳しくは決算特別委員会でこれも引き続きやれる項目ですけれども、そういうのがあります。

そうした中で、こういう経過をたどって、じゃあこの廃車処分をしたことによって、幸田町はどういう損害をこうむったのか。つまり、廃車処分をしなくてもいい車を10万円で業者に売って廃車処分をしました。その廃車された車がオークションで150万円で売れましたと。ということは、差し引きでいけば、150万円から10万円引けば、140万円幸田町に損害を与えたことになります。

それと、もう一つは、8月2日に親切ダンプの購入ということで入札がありまして、375万8,000円余りで税込みで幸田町が取得をいたしました。つまり、買わなくてもいい新車を買ったということです。処分をしなくてもいいダンプを処分したと。そうしますと、150万円のオークションの値から10万円を引いて、さらに375万8,000円余りの新車の購入、合わせると515万8,000円、これだけのものを幸田町は損害を与えた。誰が損害を与えたのか。幸田町の最高責任者、町長ですよ。町長が判こを押して、委任状で抹消、そして譲渡証明書で、どうにでもうまく使ってくれと、活用してくれと譲渡証明書をぽんと押した。だもんで、活用されて、幸田町で515万円余りの損害をこうむったと、こういう経過であります。

そういった経過の中から、何を教訓として幸田町がつかんでいくのか。それは、一つは、見積もりが出たときに検証すべきだと、複数の業者から同じ内容のものをとるべきだと、そしてその内容を複数の課で検証すべきだと、それが今回の私は教訓だと思うんです。

人間、手違い、間違い、誤りは当然です。あつてしかるべき。ただ、それがダブルチェックをすることによって少しでも防げるというようなことを施策の中で追及していくことが、今回の私は教訓だろうというふうに思うわけですが、この項の最後に町長の見解を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員につきましては、詳しく内容をお話いただきました。

私どもの落ち度もあったかなというふうに思っておりますけれども、最低限ダブルチェック、所管の中で十分なチェックをしてから、この車がどういう流れをするんだろうと

いうことについては、十分に調整をしてみたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がないので、ほかのほうへ、ぼっち切れで終わるのは心もとないですが、次に移っていきます。

2番目の指定管理にかかわる問題であります。

指定管理者制度は、小泉内閣の時代に官から民と、この構造改革のもとで、2003年、地方自治法が改正をされて、持ち込まれた指定管理者制度という政策であります。指定管理者制度による財政削減を目的にしたものでありますけれども、もうその効果は限界に来ている。つまり、賞味期間が過ぎた、そういう制度ですが、そういう賞味期限が切れたと、こういう認識はございますか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 指定管理者制度につきましては、住民の福祉の増進、これをもって公の施設の管理運営を、民ができるものは民というような制度の中で取り組んでまいったところであります。現在でも、そういった目的を持って取り組んでおりますので、まだその限界というふうに言われますが、そういったふうには捉えておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そもそも、この指定管理者制度の導入をする狙いが、あなた方の狙いだ。法をつくった側の時の政府、自民党政府の狙いは、運営経費の削減、それと職員数の削減、こういうものを前面に掲げて、これが行政改革なりと、こういうことが強調されました。その強調されたことを受けて幸田町もずっとやってね、今年度は昨年度に比べて委託費ががばっと減っちゃったわな。そういう形で、経費削減だけを目にやった。そうしたときに、直営であった時代と指定管理を行った今日、職員数はどういうふうに変転をしたのか。待遇や労働条件、その違いを対比して答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 指定管理につきましては、先ほども申しあげましたように、法の制度の流れの中で、幸田町としてどのようにこの施設を管理していくかということでありまして、先ほど議員が申されましたように、職員数の抑制だとか、そういう意味では人件費の抑制とか、そういったものも当然この制度の中には含まれておるというふうに考えております。

ただ、この制度の是非を問うわけではございませんが、幸田町においては、従来からの団体が指定管理になる前からこの管理業務を受けておってくれまして、その流れの中で、今回といたしますか、その法制度ができたときに、その制度、要は、国の趣旨にのっとった運営をしてみたいということでもありますので、よろしく申し上げます。

また、職員数の削減と言われましたけれども、具体的に何人ということはないですが、その当時のことでは、おおむね五、六名、五、六千万円というような職員の給与抑制ができた、こんなような状況を考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ともかく、労働条件、給与、待遇も全部含めてですが、労働条件を改悪をして、働く人たちが官によって、行政によってつくられた働く貧困層、ワーキン

グブアと言いますが、働く貧困層をつくり出したのが、このハピネス・ヒルを含めた三つの館に働く職員の実態だと。正規職員何人おる。2人だけやんか。あと、嘱託職員、非常勤職員、その非常勤もパートの時間がさまざまだわな。実態としてどうなっとなるのかということとあわせて、本題であります図書館をここから外せという意味合いは、指定管理者制度は経費を削減をしてどれだけもうけを上げるのかということが一番の主眼。そうしたときに、図書館法でいくなれば、図書館の利用に当たっては、入館料、あるいはその資料などを利用するときに対価を求めているかんと、無料だよと。対価を求めているかんとというのは、無料だよという優しい言葉じゃなくて、金取るなど、こういうのが図書館法の考え。

それと、もう一つは、図書館に課せられた使命というのは、図書館の蔵書の構築をどう進めるのか。図書館が皆さんからいい、いいと言われる、それは蔵書数がきちっとあらゆるジャンルで整っているかどうか。表向きの書架にざっと並んでいる蔵書数だけじゃなくて、蔵書をどう管理しているのかという点から言ったら、図書館に競争の原理が働くか。競争の原理の働かないところに指定管理者制度を持ち込んだことについては、どういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 図書館に係る競争の原理ということではありますが、現在、3館一体の管理運営ということでありまして、そのハピネス・ヒルを形成する一つの施設の図書館、こういったところで、先ほど議員が申されましたように、もうけの出る施設ではございませんが、隣接する3施設と一体的な管理をすることが最も相乗効果があって期待するというので、図書館も含めたところでもあります。

また、蔵書のこととも言われましたが、蔵書につきましては、一定程度の金額、毎年計上させていただくということをお聞きしております。そういった意味でも、図書館の蔵書数につきましては、年々増加をしているということでもございまして、現在、蔵書能力が階下部分でも9万冊あるわけですが、そういったものも含めて、蔵書については特段の配慮をしながら、この管理運営に当たっておるといふふうにお聞きしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた、今、ちょっと気に入らんことをすつと言ったわけですが、3館一体の管理で効率的にやると。私は口が悪いでいかんが、わかりやすく言えば、みそもくそも一緒にして、3館一緒のところにあるから一体的な管理をして効率を上げておりますよというのは、論旨に矛盾がありませんか。

町民会館及び町民プールは、平たく言えば収益事業です。金もうけができる施設です。先ほど申し上げたように、図書館は、入館料・閲覧料を一切取ってはいかんと、こういう施設を一体的に管理することが、どうして効率的なのかということなんです。言葉の矛盾を感じませんか。それを一体的に管理をしたことによって、どういう弊害ができていいのか、御存じでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 図書館を3館一体化という意味で申し上げましたが、これは

物理的には、駐車場だとか、そういったものも共通な利用もするわけでございますが、それはあくまでも外づらのことでありまして、やはり指定管理としての成果、こういったものをレベルアップしていくには、図書館を直営するのではなく、やはり民間視点の面、そして専門性の高い職員、こういったものを抱えます民間のノウハウ、こういったものを活用いただきまして、特に多種多様な自主事業、こういったものにも取り組んでいただいておりますので、先ほど申しました3館一体という意味では、その施設を総合的に管理するという意味でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、言葉をさらっと言うが、論旨はくちやくちやだ。レベルアップだと。レベルアップするには民間の視点が必要だと。民間の視点とは何ですか。どうやっていかに効率よく金もうけをするか、民間というのはそうでしょう。

それと、もう一つは、専門性の確保が指定管理ならできるよと。何で指定管理にならないと、直営だと専門性の確保がでさぬのか。幸田町の図書館における司書は2人だと。そこに働く職員は15人。全国平均でいくと、働く職員の5割、50%が司書資格を持っていますよと。こうしたときに、15人の中の2人が司書資格だと、これが専門性の確保か。それは、意識的に行政がどういう図書館をつくっていくというものがない限り、指定管理者制度であれば限界が来る。指定管理者制度とは何ぞやと。あなたも言われたように、自主事業だよと。自主事業と言って金もうけをしようなんていうのは、とんでもない話なんだな。基本的に自主事業は、金がもうかる。文化とは金もうけじゃない。人間の生き方、人生のさまざまなもの、そうしたものを文化を通してどう醸成していくのかということです。

隣の例を挙げてはいかんですが、こっちのほうの隣の市は貸館専門だがや。自主事業やっとならへん。なぜかと言ったら、金かかってしょうがない。それよりも競艇場に50億円つぎ込んだほうがはるかにもうかると、こういう感覚だ。

ですから、そういう点からいくと、今、2008年の6月に図書館法の改正が国会で審議をされました。当時の文部科学大臣は、図書館に指定管理者制度はなじまない。長期的視野に立った運営が難しいから、それはあかんよと。そして、さらに2年後の2010年の12月の国会答弁で、総務大臣も、図書館とか、知に属する問題は指定管理者制度から外すべきだと、こういうことを言い、この内容を通知文として各都道府県、市町村に出しております。という点からいけば、私はこれは問題があると、図書館を指定管理者制度から外すべきだということを申し上げます。

それから、もう一つは、もう時間がないんで、要は、3館全体で今物すごい、もう16年から18年たつ。そのことによって維持管理費がどんどんどんどん上がってきたときに、今、1件50万円以下は、何件あっても文化振興協会が全部負担せよと、こういうシステムに問題が生じとるわけだ。年間1,000万円を超えるときだってある。そういったときに、1件50万円以下で、総トータルで、総額でどれだけかという縛りはかけるべきだと思います。いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 図書館の自主事業の関連でございますが、図書館の自主事業

も、昨年の例を見ますと、30事業を展開しておるわけですが、決して黒字を出しておるものではございませんで、しっかりとその辺は住民の方に活用していただくような、いろんな諸事業を展開しておりますので、例えばアウトリーチだとか、そういったものもしっかりとこのごろはやっていただいて、出前講座でやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、限度額の関係で、50万円以下の問題でございますが、実際に限度額は、これからは維持費の拡大がかかってまいります。オープン以来、既に15年から17年という状況にありますので、当然その辺は承知しておりますが、ただ議員が言われます50万円以下のものを総額限度額方式にしてはということでございますが、これにつきましては、現状の協定書の中で取り組ませていただきたいと思ひます。

また、トータル限度額は、今後とも、先ほど言いましたように、設定はいたしません。が、年度によりその維持修繕の増減が見込まれます。単年度で極端にふえるようなことがあれば、当然、指定管理者とも協議をして、対応して考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、9月10日火曜日午前9時から再開いたします。

本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を9月17日火曜日までに事務局へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年9月4日

議 長 大 嶽 弘

議 員 池 田 久 男

議 員 酒 向 弘 康